

愛 知 県 水 防 計 画
新 旧 対 照 表 (案)

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
	目次 (略)	目次 (略)	
	第一章 総則 (略)	第一章 総則 (略)	
	第一節 目的 (略)	第一節 目的 (略)	
2	第二節 用語の定義 (略) 洪水予報 (法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項) (略)	第二節 用語の定義 (略) 洪水予報 (法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項及び第4項) (略)	法改正を踏まえた修正
4	第三節 水防の責任 1 県 (知事) の水防上上の二次的責任又は権限 (略) (1) ~ (10) (略) <u>(追加)</u> <u>(11) ~ (13)</u> (略) <u>(追加)</u> <u>(14) ~ (21)</u> (略) 2 ~ 8 (略)	第三節 水防の責任 1 県 (知事) の水防上上の二次的責任又は権限 (略) (1) ~ (10) (略) <u>(11) 洪水予報、水位情報及び氾濫等又は決壊の通知に係る事項を関係市町村長へ通知すること (法第13条の4)</u> <u>(12) ~ (14)</u> (略) <u>(15) 氾濫等又は決壊の通報に係る事項の通知及び周知をすること (法第24条の2第2項、法第25条第2項)</u> <u>(16) ~ (23)</u> (略) 2 ~ 8 (略)	法改正を踏まえた追加
7	9 気象庁長官 (名古屋地方気象台長) の水防の責任 (1) (略) (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項、第3項)	9 気象庁長官 (名古屋地方気象台長) の水防の責任 (1) (略) (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項、第4項)	
	10 国土交通大臣 (中部地方整備局長) の水防上上の責任、権限 (1) ~ (3) (略) <u>(追加)</u> <u>(4)</u> (略) <u>(追加)</u> <u>(5) ~ (6)</u> (略) 11 ~ 16 (略)	10 国土交通大臣 (中部地方整備局長) の水防上上の責任、権限 (1) ~ (3) (略) <u>(4) 洪水予報、氾濫等の通知を関係市町村長へ通知すること (法第13条の4)</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6) 氾濫等の通報の通知及び周知をすること (法第24条の2第2項)</u> <u>(7) ~ (8)</u> (略) 11 ~ 16 (略)	
	第四節 安全確保 (略)	第四節 安全確保 (略)	

		変更前 (2025 年度)							変更後 (2026 年度)									
		第二章 水防組織							第二章 水防組織									
		第一節 県の水防組織 (略)							第一節 県の水防組織 (略)									
		第二節 水防管理団体 1 ~ 3 (略)							第二節 水防管理団体 1 ~ 3 (略)									
14	表 1 指定水防管理団体		表 1 指定水防管理団体							表 1 指定水防管理団体							時点修正	
	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 団員数 (名: 現員)	所管 建設 事務所	指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水防 団員数 (名: 現員)		所管 建設 事務所
		堤防延長																
		河川 (m)	海岸 (m)	ため池 (m)	計 (m)													
	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	490	657,128	114	5,000	尾張	名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	490	657,128	118	4,995	尾張
	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	144	尾張	春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	144	尾張
	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	144	尾張	豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	144	尾張
	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張	清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張
	北名古屋市	北名古屋市の全 域	43,728	0	0	43,728	33	143	尾張	北名古屋市	北名古屋市の全 域	43,728	0	0	43,728	33	143	尾張
	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張	豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張
	尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢 市、岩倉市、丹羽郡の全域	442,800	0	9,300	452,100	142	1,388	一宮	尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢 市、岩倉市、丹羽郡の全域	443,800	0	9,300	453,100	143	1,369	一宮
	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま 市、海部郡の一、二級河川及び弥 富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,778	海部	海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま 市、海部郡の一、二級河川及び弥 富、飛島海岸	143,111	143,111	15,433	158,544	146	1,778	
	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	329	知多	半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	395	知多
	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	99	知多	常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	73	知多
	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	177	知多	東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	10	168	知多
	大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	153	知多	大府市	大府市の全域	86,292	0	6,886	93,178	7	150	知多
	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,793	85,431	3	128	知多	知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,793	85,431	3	128	知多
	東浦町	東浦町の全域	47,600	5,000	3,752	56,352	21	221	知多	東浦町	東浦町の全域	47,600	5,000	3,752	56,352	21	190	知多
	美浜町	美浜町の全域	43,560	12,610	4,527	60,697	43	214	知多	美浜町	美浜町の全域	43,560	12,610	4,527	60,697	43	209	知多
	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	170	知多	武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	170	知多
	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,921	94,013	6	1,470	西三河	岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,706	93,798	6	1,464	西三河
	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	3,798	289,529	191	519	西三河	西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	3,798	289,529	191	524	西三河
	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	160	知立	碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	153	知立
	刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立	刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立
	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立	安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立
	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	172	知立	知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	170	知立
	高浜市	高浜市の全域	15,968	8,973	0	24,941	28	83	知立	高浜市	高浜市の全域	15,968	8,973	0	24,941	27	78	知立
	豊田市	豊田市の全域	1,082,949	0	13,317	1,096,266	47	1,878	豊田加茂	豊田市	豊田市の全域	1,082,949	0	13,049	1,096,266	47	1,888	豊田加茂
	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	296	豊田加茂	みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	297	豊田加茂
	豊橋市	豊橋市の全域	237,833	32,700	16,247	286,780	184	1,044	東三河	豊橋市	豊橋市の全域	237,833	32,700	16,247	286,780	184	948	東三河
	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河	豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河
	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,823	149,277	51	362	東三河	蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,823	149,473	51	362	東三河
	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	682	東三河	田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	669	東三河
	合計	29 団体	4,188,264	578,296	121,220	4,887,943	1,369	18,576		合計	29 団体	4,186,648	578,296	120,737	4,885,949	1,371	18,431	

		変更前 (2025 年度)								変更後 (2026 年度)										
15	表 2 非指定水防管理団体	非指定水防管理団体名	管轄区域	水 防 区 域				水 防 (消防) 団員数 (名: 現員)	所 建 設 事務所	非指定水防管理団体名	管轄区域	水 防 区 域				水 防 (消防) 団員数 (名: 現員)	所 建 設 事務所	時点修正		
				堤 防 延 長								水こう門 (箇所)	堤 防 延 長						水こう門 (箇所)	
				河川 (m)	海岸 (m)	ため池 (m)	計 (m)						河川 (m)	海岸 (m)	ため池 (m)					計 (m)
		瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	242	尾張	瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	245	尾張	
		小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張	
		尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	122	尾張	尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	115	尾張	
		日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	239	尾張	日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	235	尾張	
		長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	117	尾張	長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	117	尾張	
		東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	75	尾張	東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	75	尾張	
		津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	212	海部	津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	211	海部	
		愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	385	海部	愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	350	海部	
		弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	300	海部	弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	301	海部	
		あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	302	海部	あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	291	海部	
		大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部	大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	203	海部	
		蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部	
		飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部	
		阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	68	知多	阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	75	知多	
		南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	335	知多	南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	299	知多	
		幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河	
		新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	694	新城設楽	新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	657	新城設楽	
		設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	275	新城設楽	設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	240	新城設楽	
		東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	175	新城設楽	東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	134	新城設楽	
		豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	66	新城設楽	豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	66	新城設楽	
		合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,472		合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,236		

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材 (略)

第二節 通信連絡

1 県の無線通信施設

(1) 全般情報 (略)

18 このネットワークは、地上系の大容量多重無線回線及び衛星系の無線回線による2ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材 (略)

第二節 通信連絡

1 県の無線通信施設

(1) 全般情報 (略)

このネットワークは、地上系の有線光回線及び衛星系の無線回線による2ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交換、W

高度情報通信ネットワーク更新を踏

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
	換、WEB 情報等の機能を提供している。(略) (2) (略)	EB 情報等の機能を提供している。(略) (2) (略)	まえた修正
	2 ~ 7 (略)	2 ~ 7 (略)	
	第三節 非常輸送 (略)	第三節 非常輸送 (略)	
	第四章 非常配備	第四章 非常配備	
21	<p>第一節 県の非常配備</p> <p>1 非常配備の基準 (略)</p> <p>(1) 第 1 非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき (災害対策本部の設置に至らない場合)。 <u>大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曽川中流氾濫注意情報、木曽川下流氾濫注意情報、長良川下流氾濫注意情報、庄内川氾濫注意情報、矢作川氾濫注意情報、豊川及び豊川放水路氾濫注意情報、新川氾濫注意情報、天白川氾濫注意情報、日光川氾濫注意情報、境川・逢妻川氾濫注意情報、竜巻注意情報</u> (本庁防災安全局のみ)</p> <p>ただし、<u>大雨注意報及び洪水注意報</u>は6月～10月の間発表された場合並びに知事(本部長)又は防災安全局長(統括指令長)が特に必要であると認める場合に限る。</p> <p>イ ~ オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 第 1 非常配備の解除</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 第 2 非常配備 (準備体制)</p> <p>ア 次の予警報のいずれかが発表されたとき (災害情報センターの開設に至らないとき)。 <u>大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流氾濫警戒情報、木曽川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢</u></p>	<p>第一節 県の非常配備</p> <p>1 非常配備の基準 (略)</p> <p>(1) 第 1 非常配備</p> <p>ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき (災害対策本部の設置に至らない場合)。 <u>レベル 2 大雨注意報、レベル 2 土砂災害注意報、レベル 2 高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曽川中流レベル 2 氾濫注意報、木曽川下流レベル 2 氾濫注意報、長良川下流レベル 2 氾濫注意報、庄内川レベル 2 氾濫注意報、矢作川レベル 2 氾濫注意報、豊川及び豊川放水路レベル 2 氾濫注意報、新川レベル 2 氾濫注意報、天白川レベル 2 氾濫注意報、日光川レベル 2 氾濫注意報、境川・逢妻川レベル 2 氾濫注意報、気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)</u> (本庁防災安全局のみ)</p> <p>ただし、<u>レベル 2 大雨注意報及びレベル 2 土砂災害注意報</u>は6月～10月の間発表された場合並びに知事(本部長)又は防災安全局長(統括指令長)が特に必要であると認める場合に限る。</p> <p>イ ~ オ (略)</p> <p><u>カ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。</u></p> <p>(2) 第 1 非常配備の解除</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の非常配備において、巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価され、調査終了の情報を受けたとき。</u></p> <p>(3) 第 2 非常配備 (準備体制)</p> <p>ア 次の予警報のいずれかが発表されたとき (災害情報センターの開設に至らないとき)。 <u>レベル 3 大雨警報、暴風警報、レベル 3 土砂災害警報、暴風雪警報、レベル 3 高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流レベル 3 氾濫警報、木曽川下流レベル 3 氾濫警報、長良川下流レベル 3 氾濫警報、庄内川レベル 3 氾濫警報、矢作川レベル 3 氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル 3 氾濫警報、新川レベル 3</u></p>	愛知県災害対策実施要綱改正を踏まえた修正

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
22	<p><u>妻川氾濫警戒情報</u></p> <p>イ ～ エ (略)</p> <p><u>オ 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき。</u></p> <p>(4) 第2非常配備 (準備体制) の解除</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表された場合の非常配備において、巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価され、調査終了の情報を受けたとき。</u></p> <p>(5) 第2非常配備 (準備強化体制)</p> <p>ア 次の予警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれのあるとき。</p> <p><u>大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ (略)</u></p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意 (追加) が発表されたとき。</u></p> <p>(6) 第2非常配備 (準備強化体制) の解除</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意 (追加) が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社</u></p>	<p><u>氾濫警報、天白川レベル3氾濫警報、日光川レベル3氾濫警報、境川・逢妻川レベル3氾濫警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、木曾川中流レベル4氾濫危険警報、木曾川下流レベル4氾濫危険警報、長良川下流レベル4氾濫危険警報、庄内川レベル4氾濫危険警報、矢作川レベル4氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル4氾濫危険警報、新川レベル4氾濫危険警報、天白川レベル4氾濫危険警報、日光川レベル4氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル4氾濫危険警報</u></p> <p>イ ～ エ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 第2非常配備 (準備体制) の解除</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 第2非常配備 (準備強化体制)</p> <p>ア 次の予警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれのあるとき。</p> <p><u>レベル3大雨警報、暴風警報、レベル3土砂災害警報、暴風雪警報、レベル3高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曾川中流レベル3氾濫警報、木曾川下流レベル3氾濫警報、長良川下流レベル3氾濫警報、庄内川レベル3氾濫警報、矢作川レベル3氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル3氾濫警報、新川レベル3氾濫警報、天白川レベル3氾濫警報、日光川レベル3氾濫警報、境川・逢妻川レベル3氾濫警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、木曾川中流レベル4氾濫危険警報、木曾川下流レベル4氾濫危険警報、長良川下流レベル4氾濫危険警報、庄内川レベル4氾濫危険警報、矢作川レベル4氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル4氾濫危険警報、新川レベル4氾濫危険警報、天白川レベル4氾濫危険警報、日光川レベル4氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル4氾濫危険警報</u></p> <p><u>イ 県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき。</u></p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・巨大地震警戒 (事前避難対象地域を除く)) が発表されたとき。</u></p> <p>(6) 第2非常配備 (準備強化体制) の解除</p> <p>ア ～ イ (略)</p> <p><u>ウ 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意・巨大地震警戒 (事前避難対象地域を除く)) が発表された場合の非常配備において、一定期間経過</u></p>	

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)		
22	<p>会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</p> <p>(7) 第2非常配備 (警戒体制) 次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。 ア 次の特別警報のいずれかが発表されたとき <u>大雨特別警報</u>、<u>暴風特別警報</u>、<u>高潮特別警報</u>、<u>波浪特別警報</u>、<u>暴風雪特別警報</u> <u>(追加)</u></p> <p>イ 相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。 <u>大雨警報</u>、<u>暴風警報</u>、<u>洪水警報</u>、<u>暴風雪警報</u>、<u>高潮警報</u>、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の大津波警報、<u>木曽川中流氾濫警戒情報</u>、<u>木曽川下流氾濫警戒情報</u>、<u>長良川下流氾濫警戒情報</u>、<u>庄内川氾濫警戒情報</u>、<u>矢作川氾濫警戒情報</u>、<u>豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報</u>、<u>新川氾濫警戒情報</u>、<u>天白川氾濫警戒情報</u>、<u>日光川氾濫警戒情報</u>、<u>境川・逢妻川氾濫警戒情報</u></p> <p>ウ (略) エ 県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき。 オ (略) カ 南海トラフ地震臨時情報 (<u>巨大地震警戒</u>) が発表されたとき。</p>	<p>後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</p> <p>(7) 第2非常配備 (警戒体制) 次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。 ア 次の特別警報のいずれかが発表されたとき <u>レベル5大雨特別警報</u>、<u>暴風特別警報</u>、<u>レベル5土砂災害特別警報</u>、<u>レベル5高潮特別警報</u>、<u>波浪特別警報</u>、<u>暴風雪特別警報</u>、<u>木曽川中流レベル5氾濫特別警報</u>、<u>木曽川下流レベル5氾濫特別警報</u>、<u>長良川下流レベル5氾濫特別警報</u>、<u>庄内川レベル5氾濫特別警報</u>、<u>矢作川レベル5氾濫特別警報</u>、<u>豊川及び豊川放水路レベル5氾濫特別警報</u>、<u>新川レベル5氾濫特別警報</u>、<u>天白川レベル5氾濫特別警報</u>、<u>日光川レベル5氾濫特別警報</u>、<u>境川・逢妻川レベル5氾濫特別警報</u></p> <p>イ 相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。 <u>レベル3大雨警報</u>、<u>暴風警報</u>、<u>レベル3土砂災害警報</u>、<u>暴風雪警報</u>、<u>レベル3高潮警報</u>、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の大津波警報、<u>木曽川中流レベル3氾濫警報</u>、<u>木曽川下流レベル3氾濫警報</u>、<u>長良川下流レベル3氾濫警報</u>、<u>庄内川レベル3氾濫警報</u>、<u>矢作川レベル3氾濫警報</u>、<u>豊川及び豊川放水路レベル3氾濫警報</u>、<u>新川レベル3氾濫警報</u>、<u>天白川レベル3氾濫警報</u>、<u>日光川レベル3氾濫警報</u>、<u>境川・逢妻川レベル3氾濫警報</u>、<u>レベル4大雨危険警報</u>、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>、<u>レベル4高潮危険警報</u>、<u>木曽川中流レベル4氾濫危険警報</u>、<u>木曽川下流レベル4氾濫危険警報</u>、<u>長良川下流レベル4氾濫危険警報</u>、<u>庄内川レベル4氾濫危険警報</u>、<u>矢作川レベル4氾濫危険警報</u>、<u>豊川及び豊川放水路レベル4氾濫危険警報</u>、<u>新川レベル4氾濫危険警報</u>、<u>天白川レベル4氾濫危険警報</u>、<u>日光川レベル4氾濫危険警報</u>、<u>境川・逢妻川レベル4氾濫危険警報</u></p> <p>ウ (略) エ 県内で震度5強を観測した地震が発生したとき。 オ (略) カ 南海トラフ地震臨時情報 (<u>巨大地震警戒 (事前避難対象地域)</u>) が発表されたとき。</p>		
23	<p>(8) 第2非常配備 (警戒体制) の解除 ア ~ ウ (略) エ 南海トラフ地震臨時情報 (<u>巨大地震警戒</u>) が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</p> <p>(9) 第3非常配備 ア ~ イ (略)</p>	<p>(8) 第2非常配備 (警戒体制) の解除 ア ~ ウ (略) エ 南海トラフ地震臨時情報 (<u>巨大地震警戒 (事前避難対象地域)</u>) が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。</p> <p>(9) 第3非常配備 ア ~ イ (略)</p>		

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)																																																																																																														
		ウ 県内で震度 <u>5強</u> 以上を観測した地震が発生したとき。 エ ~ キ (略) (10) (略) 2 非常配備員の編成と報告 (略)				ウ 県内で震度 <u>6弱</u> 以上を観測した地震が発生したとき。 エ ~ キ (略) (10) (略) 2 非常配備員の編成と報告 (略)																																																																																																														
		第二節 水防管理団体の非常配備 (略)				第二節 水防管理団体の非常配備 (略)																																																																																																														
		第五章 重要水防箇所				第五章 重要水防箇所																																																																																																														
31		第一節 重要水防箇所 1 ~ 4 (略) 5 重要水防箇所表 (1) 河川海岸 (国土交通省管理区間) 注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。 位置欄の数値は、河口からの距離を示す。位置のSは南派川 <u>(追加)</u> 、 摘要のSは昭和、Hは平成、Rは令和の略。				第一節 重要水防箇所 1 ~ 4 (略) 5 重要水防箇所表 (1) 河川海岸 (国土交通省管理区間) 注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。 位置欄の数値は、河口からの距離を示す。位置のSは南派川、 <u>Lは左岸距離標</u> 、摘要のSは昭和、Hは平成、Rは令和の略。				規定整備																																																																																																										
47		(2) 河川海岸 (県管理区間) (3) 河川海岸 (市町村等管理区間) (4) ため池 (5) 堤外 (堤防の川側) 民有地 ※本案においては、上記の表は省略し、下記の集計表に代える。																																																																																																																		
54																																																																																																																				
60																																																																																																																				
74																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">2026 年度</th> <th colspan="2">2025 年度</th> <th colspan="2">前年度から 削 除</th> <th colspan="2">今年度新たに 追 加</th> <th colspan="2">差し引き 増減</th> </tr> <tr> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> <th>箇所 (数)</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">河 川</td> <td>国</td> <td>702</td> <td>397</td> <td>707</td> <td>400</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>▲5</td> <td>▲3</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>237</td> <td>87</td> <td>240</td> <td>87</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>129</td> <td>78</td> <td>130</td> <td>78</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,068</td> <td>562</td> <td>1,077</td> <td>565</td> <td>14</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>▲9</td> <td>▲3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸</td> <td>26</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ため池</td> <td>480</td> <td>46</td> <td>484</td> <td>45</td> <td>66</td> <td>6</td> <td>62</td> <td>7</td> <td>▲4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>1,574</td> <td>632</td> <td>1,577</td> <td>624</td> <td>83</td> <td>14</td> <td>80</td> <td>22</td> <td>▲3</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>												2026 年度		2025 年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	河 川	国	702	397	707	400	10	4	5	1	▲5	▲3	県	237	87	240	87	3	0	0	0	▲3	0	市町村	129	78	130	78	1	0	0	0	▲1	0	小計	1,068	562	1,077	565	14	4	5	1	▲9	▲3		海岸	26	24	16	14	3	4	13	14	10	10		ため池	480	46	484	45	66	6	62	7	▲4	1		合計	1,574	632	1,577	624	83	14	80	22	▲3	8	工事完了による削除、現地調査等による追加等を踏まえた修正	
		2026 年度		2025 年度		前年度から 削 除		今年度新たに 追 加		差し引き 増減																																																																																																										
		箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)	箇所 (数)	延長 (km)																																																																																																									
河 川	国	702	397	707	400	10	4	5	1	▲5	▲3																																																																																																									
	県	237	87	240	87	3	0	0	0	▲3	0																																																																																																									
	市町村	129	78	130	78	1	0	0	0	▲1	0																																																																																																									
	小計	1,068	562	1,077	565	14	4	5	1	▲9	▲3																																																																																																									
	海岸	26	24	16	14	3	4	13	14	10	10																																																																																																									
	ため池	480	46	484	45	66	6	62	7	▲4	1																																																																																																									
	合計	1,574	632	1,577	624	83	14	80	22	▲3	8																																																																																																									
		第二節 重要工作物				第二節 重要工作物																																																																																																														

		変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)						
75	(略) 1 重要工作物表 ※本案においては、重要工作物の個別表は省略し、下記の集計表に代える。											新設、廃止等による修正	
		建設事務所名	尾張	一宮	海部	知多	西三河	知立	豊田加茂	新城設楽	東三河		合計
	2025 年度 箇所数	376	141	125	273	287	173	54	7	395	1,831		
	2026 年度 箇所数	376	143	125	271	287	172	54	7	397	1,832		
第六章 水防に関連する予報・警報						第六章 水防に関連する予報・警報							
125	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準										防災気象情報変更を踏まえた修正	
	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等 (名古屋地方気象台発表)	1 気象及び高潮についての予報・警報等 (名古屋地方気象台発表)											
	<p>水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、<u>(追加)</u>「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル (警報の危険度分布)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>なお、特別警報 <u>(追加)</u> ・警報・注意報は <u>(追加)</u> 市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(1) <u>大雨注意報</u> 大雨 <u>(追加)</u> による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (略)</p> <p>(2) <u>高潮注意報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間か</u></p>	<p>水防に関連する気象及び高潮の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、<u>「危険警報」は重大な災害が発生するおそれが大きいとき</u>、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル (警報の危険度分布)」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。</p> <p>なお、特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報は、<u>氾濫に関するものを除き</u>市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。</p> <p>(1) <u>レベル2 大雨注意報</u> 大雨により内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の<u>外水氾濫</u>による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (略)</p> <p>(2) <u>レベル2 高潮注意報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(削除)</u> 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。<u>(削除)</u></p>											

変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
<p><u>ら翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(3) <u>洪水注意報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>(追加)</u> 災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(略)</p> <p>(4) <u>大雨警報</u> 大雨<u>(追加)</u>による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。</u></p> <p>(5) <u>高潮警報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(追加)</u> 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル<u>4</u>に相当する。</p> <p>(6) <u>洪水警報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>(追加)</u> 重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(7) <u>大雨特別警報</u> 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 <u>大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項</u></p>	<p>(3) <u>レベル2 氾濫注意報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>洪水予報河川氾濫による</u>災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(略)</p> <p>(4) <u>レベル3 大雨警報</u> 大雨により<u>内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫</u>による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>(削除)</u> 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>(5) <u>レベル3 高潮警報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>高齢者等</u>が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル<u>3</u>に相当する。</p> <p>(6) <u>レベル3 氾濫警報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>洪水予報河川氾濫による</u>重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。(略)</p> <p>(7) <u>レベル4 大雨危険警報</u> 大雨により<u>内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(8) <u>レベル4 高潮危険警報</u> 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により<u>洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(9) <u>レベル4 氾濫危険警報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。</u></p> <p>(10) <u>レベル5 大雨特別警報</u> 大雨により<u>内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが(削除)</u> 大きいときに発表される。 <u>(削除)</u> 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の</p>	<p>防災気象 情報変更 を踏まえ た修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
126	<p><u>が明記される。</u>災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p><u>(8) 高潮特別警報</u> 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため<u>重大な災害が発生する</u>おそれが<u>著しく</u>大きいときに発表される。<u>危険な場所から避難する必要があるとされる</u>警戒レベル<u>4</u>に相当する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(9) 気象情報</u> 7) 「<u>全般気象情報 (気象庁発表)</u>、<u>東海地方気象情報</u>、<u>愛知県気象情報</u>」 気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。</u> 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「<u>線状降水帯</u>」というキーワードを使って解説する「<u>顕著な大雨に関する愛知県気象情報</u>」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、<u>全般気象情報として発表される。</u> 1) 「<u>記録的短時間大雨情報</u>」 (気象庁発表)</p>	<p>安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p><u>(11) レベル5 高潮特別警報</u> 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、<u>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生している</u>おそれが <u>(削除)</u> 大きいときに発表される。<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u>警戒レベル5に相当する。</p> <p><u>(12) レベル5 氾濫特別警報</u> 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、<u>洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生している</u>おそれが大きいときに予発表される。対象となる重大な災害として、<u>河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。</p> <p><u>(13) 早期注意情報 (警報級の可能性)</u> 5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県は東部と西部) で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位 (愛知県) で発表される。</u>大雨、土砂災害、高潮に関して、[高] 又は [中] が予想されている</p> <p><u>(14) 時系列情報 (明日までの警報等の見通し)</u> 特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、<u>市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯 (土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯) の見通しを「災害切迫」(黒)、「危険」(紫)、「警戒」(赤)、「注意」(黄)の色で表示する。</u>翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。 なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</p> <p><u>(15) 気象防災速報</u> (削除)</p> <p><u>7) 気象防災速報 (記録的短時間大雨)</u> (気象庁発表)</p>	<p>防災気象情報変更を踏まえた修正</p> <p>防災気象情報変更</p>

変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
<p>愛知県内で、<u>大雨警報</u>発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、<u>かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している</u>場合に、気象庁から（追加）発表される。<u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。</u>愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ウ) 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表） <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（*）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。</u> <u>（*）土砂災害の危険性が認められない17 市町村は発表対象外（一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市）</u> <u>(追加)</u></p> <p>エ) 「竜巻注意情報」（気象庁発表） <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象</u></p>	<p>愛知県内で、<u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている</u>中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「<u>愛知県気象防災速報（記録的短時間大雨）</u>」という表題の情報が発表される。<u>（削除）</u>愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。</p> <p><u>イ) 気象防災速報（線状降水帯発生）</u> <u>大雨による災害発生の危険だが急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「愛知県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</u> <u>※上記ア）、イ）に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>ウ) 気象防災速報（線状降水帯直前予測）</u> <u>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「愛知県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</u> <u>エ) 気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）</u> <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象</u></p>	<p>を踏まえ た修正</p> <p>防災気象 情報変更</p>

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)		防災気象 情報変更 を踏まえ た修正
種 類	概 要	種 類	概 要	
<u>(10) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等の種類と概要</u>		<u>(18) キキクル (大雨警報・土砂災害警報の危険度分布) 等の種類と概要</u>		
土砂キキクル <u>(大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</u>	(略) <u>(追加)</u> 土壌雨量指数等の <u>2時間先までの予測値</u> を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、 <u>大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報</u> 等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 (略)	土砂キキクル <u>(削除)</u>	(略) <u>最大6時間先までの雨量分布及び</u> 土壌雨量指数等の <u>組み合わせの予測 (削除)</u> を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、 <u>土砂災害の警報</u> 等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 (略)	
浸水キキクル <u>(大雨警報 (浸水害) の危険度分布)</u>	(略) 1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、 <u>大雨警報 (浸水害)</u> 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 <u>(追加)</u>	浸水キキクル <u>(削除)</u>	(略) 1 時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、 <u>大雨の警報</u> 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
洪水キキクル <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	(略) 3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、 <u>洪水警報</u> 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)	洪水キキクル <u>(削除)</u>	(略) 3 時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、 <u>大雨の警報</u> 等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 (略)	
<u>(追加)</u>		<u>流域雨量指数の予測値</u>	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測 (解析雨量及び降水短時間予報等) を用いて常時 10 分ごとに更新している。	

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)	
(追加)		大雨キキクル	
(追加)		浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。	
大雨・高潮 (追加) の特別警報発表基準		大雨・高潮・氾濫の特別警報発表基準	
現象の種類	基準	現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	大雨	大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きい場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	高潮	(削除) 台風や (削除) 低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きい場合
(追加)		氾濫	川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きい場合
<p>「過去の災害事例に照らして、指数 (土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、<u>台風の中心気圧</u>などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」</p> <p>「<u>数十年に一度</u>」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大雨特別警報 (警戒レベル5相当)</u> の指標 <p><u>大雨特別警報 (土砂災害) の場合</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数^{*1}の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、<u>激しい雨^{*4}</u>がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に<u>大雨特別警報 (土砂災害)</u>を発表する。</p>		<p>「過去の災害事例に照らして、指数 ((<u>削除</u>) 表面雨量指数、流域雨量指数)、<u>基準潮位</u>などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル5 大雨特別警報</u>の指標 <p>(削除)</p>	
127		128	
<p><u>大雨特別警報 (浸水害) の場合</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、<u>激しい雨^{*4}</u>がさらに降り続けると予想される市町村等に<u>大雨特別警報 (浸水害)</u>を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>※1 <u>土壤雨量指数</u>: 降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、<u>土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</u></p> <p>※2 (略)</p>		<p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、<u>激しい雨^{*1}</u>がさらに降り続けると予想される市町村等に<u>レベル5 大雨特別警報</u>を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>※1 <u>激しい雨</u> : 1時間に概ね30 mm以上の雨。</p> <p>※2 (略)</p>	

防災気象情報変更を踏まえた修正

		変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)																		
		※3 (略) ※4 激しい雨 : 1 時間に概ね 30 mm 以上の雨。 ・高潮特別警報の指標 「伊勢湾台風」級 (中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上) の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 ※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。						※3 (略) (削除) ・レベル 5 高潮特別警報の指標 水位又は潮位が「高潮による浸水害の起こるおそれ著しく大きくなる値」以上となり、かつその状況が継続すると予想される状況、若しくは高潮による浸水害が発生している状況 (削除)																		
129		(追加) 警報・注意報発表基準表						危険警報・警報・注意報発表基準表																		
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	警報			注意報			一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	レベル4 危険警報		レベル3 警報	レベル2 注意報											
			大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮				大雨	高潮	大雨	大雨											
西部	尾張東部	名古屋市	別表1の基準による	別表2の基準による	別表5の基準による	別表3の基準による	別表4の基準による	別表6の基準による	西部	尾張東部	名古屋市	別表1の基準による	別表4の基準による	別表2の基準による	別表3の基準による											
		瀬戸市																								
		春日井市																								
		犬山市																								
		小牧市																								
		尾張旭市																								
		豊明市																								
		日進市																								
		長久手市																								
		東郷町																								
	尾張西部	一宮市								別表1の基準による	別表2の基準による					別表5の基準による	別表3の基準による	別表4の基準による	別表6の基準による	西部	尾張西部	一宮市	別表1の基準による	別表4の基準による	別表2の基準による	別表3の基準による
		津島市																								
		江南市																								
		稲沢市																								
		岩倉市																								
		愛西市																								
		清須市																								
		北名古屋市																								

防災気象
情報変更
を踏まえ
た修正

変更前 (2025 年度)								変更後 (2026 年度)																														
				蒲郡市									蒲郡市																									
				田原市									田原市																									
(略)								(略)																														
<p>注) 1. 注意報・警報 <u>(追加)</u> は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報 <u>(追加)</u> が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報 <u>(追加)</u> は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報 <u>(追加)</u> に切り替えられる。</p> <p>2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、<u>(追加)</u> 警報、注意報を発表することがある。</p>								<p>注) 1. 注意報・警報・<u>危険警報</u> は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・<u>危険警報</u> が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報・<u>危険警報</u> は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・<u>危険警報</u> に切り替えられる。</p> <p>2. 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、<u>危険警報</u>、警報、注意報を発表することがある。</p>																														
2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表) (略)								2 津波警報等の種類・内容等 (気象庁発表) (略)																														
<u>(追加)</u>								<p>(別表1) レベル4大雨危険警報基準 令和8年5月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">尾張東部</td> <td>名古屋市</td> <td>37</td> <td>堀川流域=28.1, 荒子川流域=16.6, 地藏川流域=11.7, 香流川流域=16.1, 戸田川流域=7.9, 山崎川流域=14.4, 扇川流域=15.4</td> </tr> <tr> <td>瀬戸市</td> <td>34</td> <td>水野川流域=17.8, 矢田川流域=21.1</td> </tr> <tr> <td>春日井市</td> <td>36</td> <td>内津川流域=18.3, 八田川流域=15.5, 地藏川流域=11.1</td> </tr> <tr> <td>犬山市</td> <td>40</td> <td>五条川流域=18.5, 合瀬川流域=6.4, 薬師川流域=7.4, 郷瀬川流域=14</td> </tr> <tr> <td>小牧市</td> <td>34</td> <td>大山川流域=17.7, 合瀬川流域=12.2, 薬師川流域=10.4</td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>36</td> <td>矢田川流域=24.3</td> </tr> </tbody> </table>								市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	尾張東部	名古屋市	37	堀川流域=28.1, 荒子川流域=16.6, 地藏川流域=11.7, 香流川流域=16.1, 戸田川流域=7.9, 山崎川流域=14.4, 扇川流域=15.4	瀬戸市	34	水野川流域=17.8, 矢田川流域=21.1	春日井市	36	内津川流域=18.3, 八田川流域=15.5, 地藏川流域=11.1	犬山市	40	五条川流域=18.5, 合瀬川流域=6.4, 薬師川流域=7.4, 郷瀬川流域=14	小牧市	34	大山川流域=17.7, 合瀬川流域=12.2, 薬師川流域=10.4	尾張旭市	36	矢田川流域=24.3
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準																																			
尾張東部	名古屋市	37	堀川流域=28.1, 荒子川流域=16.6, 地藏川流域=11.7, 香流川流域=16.1, 戸田川流域=7.9, 山崎川流域=14.4, 扇川流域=15.4																																			
	瀬戸市	34	水野川流域=17.8, 矢田川流域=21.1																																			
	春日井市	36	内津川流域=18.3, 八田川流域=15.5, 地藏川流域=11.1																																			
	犬山市	40	五条川流域=18.5, 合瀬川流域=6.4, 薬師川流域=7.4, 郷瀬川流域=14																																			
	小牧市	34	大山川流域=17.7, 合瀬川流域=12.2, 薬師川流域=10.4																																			
	尾張旭市	36	矢田川流域=24.3																																			

防災気象
情報変更
を踏まえ
た追加

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)		
		豊明市	34	正戸川流域=8, 皆瀬川流域=8.2
		日進市	30	天白川流域=10.5
		長久手市	40	香流川流域=12.9
		東郷町	37	境川流域=16.6
		一宮市	34	五条川流域=21.7, 青木川流域=12.1, 大江用水流域=11, 光堂川流域=6.8, 野府川流域=8.1
		津島市	38	善太川流域=8.1
		江南市	33	五条川流域=19.6, 青木川流域=10.6, 日光川流域=8.3
		稲沢市	30	青木川流域=17.3, 大江用水=13.5, 三宅川流域=7.9, 領内川流域=7.7, 福田川流域=12.1
	尾張西部	岩倉市	34	五条川流域=18.5
		愛西市	38	善太川流域=11.8, 領内川流域=12.4
		清須市	36	五条川流域=28.5
		北名古屋 市	36	五条川流域=20.1, 水場川流域=7.3, 合瀬川流域=14.4,
		弥富市	30	善太川流域=11.8, 筏川流域=14.7
		あま市	34	五条川流域=27.6, 蟹江川流域=15, 福田川流域=13.9
		豊山町	39	大山川流域=22.4

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)			
		大口町	35	五条川流域=18	
		扶桑町	37	青木川流域=6.9	
		大治町	34	福田川流域=15.3	
		蟹江町	38	蟹江川流域=15.8, 福田川流域=16	
		飛島村	30	—	
		知多地域	半田市	30	阿久比川流域=22.3, 神戸川流域=12.4
			常滑市	32	稲早川流域=7.7, 矢田川流域=16.4, 前山川流域=11
			東海市	29	大田川流域=16.4
			大府市	29	五ヶ村川流域=11.4, 鞍流瀬川流域=16.2, 皆瀬川流域=11.2, 石ヶ瀬川流域=9.6
			知多市	26	信濃川流域=12.2
			阿久比町	31	阿久比川流域=15.3
			東浦町	33	五ヶ村川流域=21.8 明徳寺川流域=9.8 石ヶ瀬川流域=19.8
			南知多町	27	内海川流域=11.6
			美浜町	25	稲早川流域=10.8
			武豊町	26	堀川流域=9.7
岡崎市	34	広田川流域=25.3, 鹿乗川流域=8.3, 乙川流域=37.7, 占部川流域=11.2, 砂川流域=6.6, 伊賀川流域=10.2			

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)		
	西三河 南部	碧南市	43	蜷川流域=11.6, 長田川流域=11.4
		刈谷市	36	猿渡川流域=18, 発抗川流域=10.2
		安城市	34	鹿乗川流域=13.2, 西鹿乗川流域=8.3, 猿渡川流域=14.6, 長田川流域=11.2, 半場川流域=8.8
		西尾市	34	矢作古川流域=5.8, 北浜川流域=12.8, 広田川流域=26.4, 矢崎川流域=9.8, 朝鮮川流域=7.9
		知立市	34	猿渡川流域=13.7
		高浜市	39	稗田川流域=8.8
		幸田町	34	広田川(永野)流域=25.2, 須美川流域=4.8, 広田川(町役場付近)流域=12.2, 相見川流域=9.6
	西三河 北西部	豊田市 西部 (※1)	41	家下川流域=10.1, 巴川流域=45.5, 安永川流域=7.9, 加納川流域=7.9, 猿渡川流域=10.5, 逢妻男川流域=13.4, 逢妻女川流域=19.4
		みよし市	36	境川流域=15.6
	西三河 北東部	豊田市 東部 (※2)	23	矢作川流域=63.9, 名倉川流域=22.4, 巴川流域=41.7, 阿摺川流域=17.4, 大桑川流域=14.3
	東三河 北部	新城市	31	宇連川流域=35.8, 当貝津川流域=18.3, 海老川流域=17.7, 巴川(豊川水系)流域=19.9, 巴川(矢作川水系)流域=22.7

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
135	(別表 1) 大雨警報基準 令和 6 年 5 月 23 日現在				市町村等を まとめた 地域	市町村等	表面 雨量 指数 基準	土壌 雨量 指数基準	(追加)
					尾張東部	名古屋市	23	145	(追加)
					(別表 2) レベル 3 大雨警報基準 令和 8 年 5 月 29 日現在				
					市町村等を まとめた 地域	市町村等	表面 雨量 指数 基準	流域雨量 指数基準	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)
					尾張東部	名古屋市	23	堀川流域=25.5, 荒子川流域 =15.1, 地藏川流域 =10.3, 香流川流域 =14.6, 戸田川流域 =7.2, 山崎川流域	堀川流域= (8, 17.5), 荒子川流域= (8, 12.9), 地藏川流域= (8, 9.2), 香流川流域= (8, 13.8), 戸田川流域= (8, 6.4),
					(※1) 豊田市西部：豊田市東部の区域を除く (※2) 豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る				

防災気象
情報変更
を踏まえ
た修正

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
							=11.3, 扇川流域=12.7	山崎川流域= (8, 9.6), 扇川流域= (8, 11.4), 庄内川流域= (16, 29.9), 新川流域= (8, 23), 矢田川流域= (8, 26.7), 天白川流域= (16, 15.3), 日光川流域= (11, 27.6)	
	瀬戸市	25	<u>141</u>	(追加)	瀬戸市	25	水野川流域 =16.2, 矢田川流域=19.1	矢田川流域= (11, 17.1)	
	春日井市	22	<u>148</u>	(追加)	春日井市	22	内津川流域 =16.6, 八田川流域 =12.4, 地藏川流域=9.8	内津川流域= (9, 16.5), 八田川流域= (9, 11.1), 地藏川流域= (21, 6.6), 庄内川流域= (9, 45.4)	
	犬山市	23	<u>141</u>	(追加)	犬山市	23	五条川流域 =16.6, 合瀬川流域 =5.8, 薬師川流域 =6.7, 郷瀬川流域=12.7	二	
	小牧市	24	<u>148</u>	(追加)	小牧市	24	大山川流域 =15.3, 合瀬川流域 =11.1, 薬師川流域=8.4	薬師川流域= (17, 6.3)	
	尾張旭市	19	<u>162</u>	(追加)	尾張旭市	19	矢田川流域=22.1	矢田川流域= (12, 19.8)	
	豊明市	24	<u>144</u>	(追加)	豊明市	24	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3	正戸川流域= (12, 6.3) 皆瀬川流域= (12, 6.5)	

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
尾張西部	日進市	24	142	(追加)	日進市	24	天白川流域=9.5	天白川流域= (9, 8.5)	
	長久手市	25	141	(追加)	長久手市	25	香流川流域=11.7	二	
	東郷町	24	142	(追加)	東郷町	24	境川流域=15.1	二	
	一宮市	23	二	(追加)	一宮市	23	五条川流域=19.5, 青木川流域=11, 大江用水流域=10, 光堂川流域=6.2, 野府川流域=6.1	五条川流域= (10, 19.3), 青木川流域= (16, 7.6), 大江用水流域= (20, 5.7), 野府川流域= (10, 5.4), 日光川流域= (22, 14.4)	
	津島市	20	二	(追加)	津島市	20	善太川流域=7.4	善太川流域= (11, 6.2), 日光川流域= (8, 23.3)	
	江南市	23	二	(追加)	江南市	23	五条川流域=17.6, 青木川流域=9.2, 日光川流域=7.5	五条川流域= (18, 11.9), 青木川流域= (5, 9.1), 日光川流域= (5, 6.1)	
	稲沢市	23	二	(追加)	稲沢市	23	青木川流域=15.7, 大江用水流域=12.3, 三宅川流域=7.2, 領内川流域=7, 福田川流域=11	青木川流域= (8, 14.1), 三宅川流域= (8, 6.4), 領内川流域= (22, 5.7), 福田川流域= (8, 10.6), 日光川流域= (18, 19.5)	
	岩倉市	23	二	(追加)	岩倉市	23	五条川流域=12.5	五条川流域= (10, 11.5)	
	愛西市	23	二	(追加)	愛西市	23	善太川流域=10.7, 領内川流域=11.3	二	

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
	清須市	22	—	(追加)	清須市	22	五条川流域=25.7	新川流域= (8, 28.8)	
	北名古屋市	22	—	(追加)	北名古屋市	22	五条川流域=17.7, 水場川流域=6.2, 合瀬川流域=12.8	五条川流域= (10, 15.9), 水場川流域= (10, 5.5), 合瀬川流域= (14, 11.4), 新川流域= (10, 25.2)	
	弥富市	23	—	(追加)	弥富市	23	善太川流域=10.7, 筏川流域=13.4	—	
	あま市	18	—	(追加)	あま市	18	五条川流域=25, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.6	蟹江川流域= (10, 13.1), 福田川流域= (10, 11.3), 新川流域= (10, 33.5)	
	豊山町	19	—	(追加)	豊山町	19	大山川流域=20.5	—	
	大口町	22	—	(追加)	大口町	22	五条川流域=16.4	五条川流域= (10, 14.7)	
	扶桑町	23	—	(追加)	扶桑町	23	青木川流域=5.5	青木川流域= (8, 4.9)	
	大治町	26	—	(追加)	大治町	26	福田川流域=13.8	福田川流域= (10, 12.4), 新川流域= (10, 33.6)	
	蟹江町	22	—	(追加)	蟹江町	22	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=14.5	蟹江川流域= (10, 12.9)	
	飛島村	22	—	(追加)	飛島村	22	—	—	
知多地域	半田市	20	157	(追加)	半田市	20	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域= (12, 19.1), 神戸川流域= (12, 9.8)	
	常滑市	18	143	(追加)	常滑市	18	稲早川流域=7, 矢田川流域=14.9, 前山川流域=10	矢田川流域= (11, 9.1), 前山川流域= (11, 9.1)	

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)			
	東海市	17	<u>159</u>	(追加)	東海市	17	<u>大田川流域=13.6</u>	<u>大田川流域= (8, 12.2)</u>	
		大府市	22	<u>183</u>		(追加)	22	<u>五ヶ村川流域=9.1, 鞍流瀬川流域=12.3, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=8</u>	<u>五ヶ村川流域= (12, 9), 鞍流瀬川流域= (12, 12.2), 皆瀬川流域= (12, 9.1), 石ヶ瀬川流域= (12, 7.2)</u>
			20	<u>143</u>		(追加)	20	<u>信濃川流域=10</u>	<u>信濃川流域= (12, 9)</u>
			17	<u>149</u>		(追加)	17	<u>阿久比川流域=13.9</u>	<u>阿久比川流域= (12, 12.5)</u>
			22	<u>182</u>		(追加)	22	<u>五ヶ村川流域=19.8, 明德寺川流域=8.9, 石ヶ瀬川流域=18</u>	<u>石ヶ瀬川流域= (12, 17.8)</u>
			21	<u>162</u>		(追加)	21	<u>内海川流域=10.5</u>	<u>内海川流域= (10, 10.3)</u>
			19	<u>160</u>		(追加)	19	<u>稲早川流域=9.8</u>	<u>二</u>
			19	<u>152</u>		(追加)	19	<u>堀川流域=8.8</u>	<u>堀川流域= (12, 7.9)</u>
	西三河南部	岡崎市	25	<u>165</u>	(追加)	西三河南部	25	<u>広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.4, 占部川流域=10.2, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3</u>	<u>広田川流域= (7, 20.7), 鹿乗川流域= (7, 5.1), 乙川流域= (17, 25.5), 占部川流域= (7, 8.5), 砂川流域= (19, 4.3), 矢作川流域= (10, 78.7)</u>
			23	<u>161</u>	(追加)		23	<u>蜷川流域=10.5, 長田川流域=10.4</u>	<u>蜷川流域= (10, 10.1), 長田川流域= (18, 5.7)</u>

変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)					
	刈谷市	24	<u>204</u>		(追加)		刈谷市	24	猿渡川流域 =16.4, 発抗川流域=9.3	発抗川流域= (12, 9.2), 境川流域= (12, 24.3)	
	安城市	25	<u>162</u>		(追加)		安城市	25	鹿乗川流域=12, 西鹿乗川流域 =7.5, 猿渡川流域 =13.3, 長田川流域 =10.2, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域= (8, 10.8), 西鹿乗川流域= (8, 6.9)	
	西尾市	22	<u>159</u>		(追加)		西尾市	22	矢作古川流域 =5.3, 北浜川流域 =11.6, 広田川流域=24, 矢崎川流域 =8.9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域= (7, 8.9), 矢崎川流域= (8, 7.5)	
	知立市	25	<u>—</u>		(追加)		知立市	25	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域= (12, 10.1), 逢妻川流域= (12, 22.1)	
	高浜市	23	<u>202</u>		(追加)		高浜市	23	稗田川流域=6.6	稗田川流域= (11, 5.9)	
	幸田町	24	<u>165</u>		(追加)		幸田町	24	広田川 (永野) 流域=22.9, 須美川流域 =4.3, 広田川 (町役場付 近) 流域=11.1, 相見川流域=8.7	須美川流域= (10, 3.7), 広田川 (町役場付 近) = (10, 9.9), 相見川流域= (10, 7.8)	
	西三河 北西部	豊田市西 部 (※1)	24	<u>141</u>			(追加)	西三河 北西部	豊田市西 部 (※1)	24	家下川流域 =9.2, 巴川流域=40.3, 安永川流域 =7.2, 加納川流域 =7.2, 猿渡川流域 =9.5,

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
								逢妻男川流域 =12.2, 逢妻女川流域 =17.6	10.9), 逢妻女川流域= (10, 15.8), 矢作川流域= (10, 58.5)
	みよし市	18	148	(追加)	みよし市	18	境川流域=14.2	二	
西三河 北東部	豊田市東 部 (※2)	20	159	(追加)	西三河 北東部	豊田市東 部 (※2)	矢作川流域 =58.1, 名倉川流域 =20.4, 巴川流域=36.3, 阿摺川流域 =15.8, 大桑川流域=13	矢作川流域= (11, 52.2), 巴川流域= (13, 30.9), 阿摺川流域= (11, 14.2), 大桑川流域= (11, 11.7)	
	新城市	24	157	(追加)		新城市	宇連川流域 =32.5, 当貝津川流域 =16.6, 海老川流域 =16.1, 巴川 (豊川水 系) 流域=18.1, 巴川 (矢作川水 系) 流域=20.6	二	
東三河 北部	設楽町	20	170	(追加)	東三河 北部	設楽町	大入川流域=12, 当貝津川流域 =19.4, 豊川流域=32, 名倉川流域=14.8	二	
	東栄町	18	182	(追加)		東栄町	大千瀬川流域 =31.7	二	
	豊根村	18	193	(追加)		豊根村	大入川流域=22, 古真立川流域 =15.6	二	
東三河 南部	豊橋市	24	166	(追加)	東三河 南部	豊橋市	神田川流域 =11.9, 間川流域=8.5, 柳生川流域 =9.8, 梅田川流域 =15.2,	間川流域= (10, 7.6), 柳生川流域= (10, 8.8), 梅田川流域= (12, 11), 内張川流域= (10,	

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)				
								紙田川流域 =8.8, 内張川流域=5.4	4.8), 豊川流域=(16, 44.9)	
		豊川市	21	165	(追加)	豊川市	21	佐奈川流域 =13.3, 白川流域=11.3, 音羽川流域=12.8	豊川流域=(17, 45.4)	
		蒲郡市	23	167	(追加)	蒲郡市	23	西田川流域=9, 落合川流域=8.2	二	
		田原市	19	157	(追加)	田原市	19	汐川流域=13.6, 新堀川流域 =6.7, 免々田川流域 =8.1, 天白川流域=7.5	汐川流域=(12, 12.2), 天白川流域=(12, 7.1)	
137	(別表2) 洪水警報基準	令和6年5月23日現在				(削除)				
	市町村等を まとめた 地域	市町村等	流域雨量 指数基準	複合基準 (※1)	指定河川洪水 報による基準					
	尾張東部	名古屋市	堀川流域 =25.5, 荒子川流域 =15.1, 地藏川流域 =10.3, 香流川流域 =14.6, 戸田川流域 =7.2, 山崎川流域 =11.3, 扇川流域=12.7	堀川流域=(8, 17.5), 荒子川流域= (8, 12.9), 地藏川流域= (8, 9.2), 香流川流域= (8, 13.8), 戸田川流域= (8, 6.4), 山崎川流域= (8, 9.6), 扇川流域=(8, 11.4), 庄内川流域= (16, 29.9), 新川流域=(8, 23), 矢田川流域= (8, 26.7), 天白川流域=	木曾川中流[犬 山・笠松], 庄内川[志段 味・枇杷島・瀬 古], 愛知県天白川 水系 天白川 [天白川], 愛知県日光川 水系 日光川 [古瀬], 愛知県庄内川 水系 新川[水 場川外水位]					

変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)			
			(16, 15.3), 日光川流域= (11, 27.6)				
瀬戸市	水野川流域 =16.2, 矢田川流域 =19.1		矢田川流域= (11, 17.1)	庄内川 [志段 味]			
春日井市	内津川流域 =16.6, 八田川流域 =12.4, 地蔵川流域=9.8		内津川流域= (9, 16.5), 八田川流域= (9, 11.1), 地蔵川流域= (21, 6.6), 庄内川流域= (9, 45.4)	庄内川 [志段 味]			
犬山市	五条川流域 =16.6, 合瀬川流域 =5.8, 薬師川流域 =6.7, 郷瀬川流域 =12.7		＝	木曾川中流[犬 山]			
小牧市	大山川流域 =15.3, 合瀬川流域 =11.1, 薬師川流域=8.4		薬師川流域= (17, 6.3)	木曾川中流[犬 山]			
尾張旭市	矢田川流域 =22.1		矢田川流域= (12, 19.8)	＝			
豊明市	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3		正戸川流域= (12, 6.3) 皆瀬川流域= (12, 6.5)	愛知県境川水 系 境川・逢妻 川 [泉田]			
日進市	天白川流域=9.5		天白川流域= (9, 8.5)	＝			
長久手市	香流川流域 =11.7		＝	＝			
東郷町	境川流域=15.1		＝	＝			
尾張西部	一宮市	五条川流域	五条川流域=	木曾川中流[犬			

		変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)	
		<p>=19.5, 青木川流域 =11, 大江用水流域 =10, 光堂川流域 =6.2, 野府川流域=6.1</p>	<p>(10, 19.3) , 青木川流域= (16, 7.6) , 大江用水流域= (20, 5.7) , 野府川流域= (10, 5.4) , 日光川流域= (22, 14.4)</p>	<p>山・笠松] , 愛知県日光川 水系 日光川 [戸苅・古瀬]</p>	
	津島市	<p>善太川流域=7.4</p>	<p>善太川流域= (11, 6.2) , 日光川流域= (8, 23.3)</p>	<p>木曾川中流[犬 山・笠松] , 木曾川下流[木 曾成戸] , 愛知県日光川 水系 日光川 [古瀬]</p>	
	江南市	<p>五条川流域 =17.6, 青木川流域 =9.2, 日光川流域=7.5</p>	<p>五条川流域= (18, 11.9) , 青木川流域= (5, 9.1) , 日光川流域= (5, 6.1)</p>	<p>木曾川中流[犬 山・笠松]</p>	
	稲沢市	<p>青木川流域 =15.7, 大江用水流域 =12.3, 三宅川流域 =7.2, 領内川流域=7, 福田川流域=11</p>	<p>青木川流域= (8, 14.1) , 三宅川流域= (8, 6.4) , 領内川流域= (22, 5.7) , 福田川流域= (8, 10.6) , 日光川流域= (18, 19.5)</p>	<p>木曾川中流[犬 山・笠松] , 木曾川下流[木 曾成戸] , 愛知県日光川 水系 日光川 [戸苅・古瀬]</p>	
	岩倉市	<p>五条川流域 =12.5</p>	<p>五条川流域= (10, 11.5)</p>	<p>木曾川中流[犬 山]</p>	
	愛西市	<p>善太川流域 =10.7, 領内川流域 =11.3</p>	<p>二</p>	<p>木曾川中流[犬 山・笠松] , 木曾川下流[木 曾成戸] , 長良川下流[長 良成戸] , 愛知県日光川 水系 日光川</p>	

変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)	
				[戸茱・古瀬]	
	清須市	五条川流域 =25.7	新川流域= (8, 28.8)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	
	北名古屋市	五条川流域 =17.7, 水場川流域 =6.2, 合瀬川流域 =12.8	五条川流域= (10, 15.9), 水場川流域= (10, 5.5), 合瀬川流域= (14, 11.4), 新川流域= (10, 25.2)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	
	弥富市	善太川流域 =10.7, 筏川流域=13.4	=	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]	
	あま市	五条川流域 =25, 蟹江川流域 =13.6, 福田川流域 =12.6	蟹江川流域= (10, 13.1), 福田川流域= (10, 11.3), 新川流域= (10, 33.5)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[志段味・枇杷島], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	
	豊山町	大山川流域 =20.5	=	庄内川[志段味], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	
	大口町	五条川流域 =16.4	五条川流域= (10, 14.7)	木曾川中流[犬山]	

		変更前 (2025 年度)			変更後 (2026 年度)	
	扶桑町	青木川流域=5.5	青木川流域= (8, 4.9)	木曾川中流[犬山]		
	大治町	福田川流域 =13.8	福田川流域= (10, 12.4), 新川流域= (10, 33.6)	木曾川中流[犬山・笠松], 庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]		
	蟹江町	蟹江川流域 =14.4, 福田川流域 =14.5	蟹江川流域= (10, 12.9)	木曾川中流[犬山・笠松], 木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]		
	飛島村	=	=	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]		
知多地域	半田市	阿久比川流域 =20.3, 神戸川流域 =11.3	阿久比川流域= (12, 19.1), 神 戸川流域= (12, 9.8)	=		
	常滑市	稲早川流域=7, 矢田川流域 =14.9, 前山川流域=10	矢田川流域= (11, 9.1), 前山川流域= (11, 9.1)	=		
	東海市	大田川流域 =13.6	大田川流域= (8, 12.2)	愛知県天白川水系 天白川[天白川]		
	大府市	五ヶ村川流域 =9.1, 鞍流瀬川流域 =12.3, 皆瀬川流域 =10.2, 石ヶ瀬川流域=8	五ヶ村川流域= (12, 9), 鞍流瀬川流域= (12, 12.2), 皆瀬川流域= (12, 9.1), 石ヶ瀬川流域= (12, 9.1)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]		

		変更前 (2025 年度)			変更後 (2026 年度)		
			(12, 7.2)				
	知多市	信濃川流域=10	信濃川流域= (12, 9)	二			
	阿久比町	阿久比川流域 =13.9	阿久比川流域 =(12, 12.5)	二			
	東浦町	五ヶ村川流域 =19.8, 明德寺川流域 =8.9, 石ヶ瀬川流域 =18	石ヶ瀬川流域= (12, 17.8)	愛知県境川水 系 境川・逢妻 川[泉田]			
	南知多町	内海川流域 =10.5	内海川流域= (10, 10.3)	二			
	美浜町	稲早川流域=9.8	二	二			
	武豊町	堀川流域=8.8	堀川流域= (12, 7.9)	二			
西三河 南部	岡崎市	広田川流域 =23, 鹿乗川流域 =7.5, 乙川流域 =28.4, 占部川流域 =10.2, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	広田川流域= (7, 20.7) , 鹿乗川流域= (7, 5.1) , 乙川流域= (17, 25.5) , 占部川流域= (7, 8.5) , 砂川流域= (19, 4.3) , 矢作川流域= (10, 78.7)	矢作川[高橋・ 岩津]			
	碧南市	蜷川流域 =10.5, 長田川流域 =10.4	蜷川流域= (10, 10.1) , 長田川流域= (18, 5.7)	矢作川[岩津・ 米津]			
	刈谷市	猿渡川流域 =16.4, 発抗川流域=9.3	発抗川流域= (12, 9.2) , 境川流域= (12, 24.3)	矢作川[高橋・ 岩津], 愛知県境川水 系 境川・逢妻 川[泉田・一ツ 木逢妻川]			

		変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)	
	安城市	鹿乗川流域 =12, 西鹿乗川流域 =7.5, 猿渡川流域 =13.3, 長田川流域 =10.2, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域= (8, 10.8), 西鹿乗川流域= (8, 6.9)	矢作川[高橋・ 岩津・米津]	
	西尾市	矢作古川流域 =5.3, 北浜川流域 =11.6, 広田川流域 =24, 矢崎川流域 =8.9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域= (7, 8.9), 矢崎川流域= (8, 7.5)	矢作川[岩津・ 米津]	
	知立市	猿渡川流域 =11.3	猿渡川流域= (12, 10.1), 逢妻川流域= (12, 22.1)	矢作川[高橋・ 岩津] 愛知県境川水 系 境川・逢妻 川[一ツ木逢妻 川]	
	高浜市	稗田川流域=6.6	稗田川流域= (11, 5.9)	矢作川[岩津・ 米津]	
	幸田町	広田川(永野) 流域=22.9, 須美川流域 =4.3, 広田川(町役場 付近)流域 =11.1, 相見川流域=8.7	須美川流域= (10, 3.7), 広田川(町役場 付近) = (10, 9.9), 相見川流域= (10, 7.8)	矢作川[岩津]	
西三河 北西部	豊田市西部 (※2)	家下川流域 =9.2, 巴川流域 =40.3, 安永川流域 =7.2, 加納川流域 =7.2,	家下川流域= (10, 8.2), 巴川流域= (10, 36.2), 安永川流域= (10, 6.4), 加納川流域= (10, 6.4),	矢作川[高橋・ 岩津], 愛知県境川水 系 境川・逢妻 川[一ツ木逢妻 川]	

		変更前 (2025 年度)			変更後 (2026 年度)		
		<u>猿渡川流域</u> =9.5, <u>逢妻男川流域</u> =12.2, <u>逢妻女川流域</u> =17.6	<u>逢妻男川流域</u> = (10, 10.9), <u>逢妻女川流域</u> = (10, 15.8), <u>矢作川流域</u> = (10, 58.5)				
	<u>みよし市</u>	<u>境川流域</u> =14.2	二	二			
<u>西三河 北東部</u>	<u>豊田市東部 (※3)</u>	<u>矢作川流域</u> =58.1, <u>名倉川流域</u> =20.4, <u>巴川流域</u> =36.3, <u>阿摺川流域</u> =15.8, <u>大桑川流域</u> =13	<u>矢作川流域</u> = (11, 52.2), <u>巴川流域</u> = (13, 30.9), <u>阿摺川流域</u> = (11, 14.2), <u>大桑川流域</u> = (11, 11.7)				
<u>東三河 北部</u>	<u>新城市</u>	<u>宇連川流域</u> =32.5, <u>当貝津川流域</u> =16.6, <u>海老川流域</u> =16.1, <u>巴川(豊川水 系)流域</u> =18.1, <u>巴川(矢作川水 系)流域</u> =20.6	二		<u>豊川及び豊川 放水路[石田]</u>		
	<u>設楽町</u>	<u>大入川流域</u> =12, <u>当貝津川流域</u> =19.4, <u>豊川流域</u> =32, <u>名倉川流域</u> =14.8	二	二			
	<u>東栄町</u>	<u>大千瀬川流域</u> =31.7	二	二			
	<u>豊根村</u>	<u>大入川流域</u> =22, <u>古真立川流域</u> =15.6	二	二			

		変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)	
東三河 南部	豊橋市	神田川流域 =11.9, 間川流域=8.5, 柳生川流域 =9.8, 梅田川流域 =15.2, 紙田川流域 =8.8, 内張川流域=5.4	間川流域= (10, 7.6), 柳生川流域= (10, 8.8), 梅田川流域= (12, 11), 内張川流域= (10, 4.8), 豊川流域= (16, 44.9)	豊川及び豊川 放水路 [石田・当古・放 水路第1]	
	豊川市	佐奈川流域 =13.3, 白川流域 =11.3, 音羽川流域 =12.8	豊川流域= (17, 45.4)	豊川及び豊川 放水路 [石田・当古・放 水路第1]	
	蒲郡市	西田川流域=9, 落合川流域=8.2	=	=	
	田原市	汐川流域 =13.6, 新堀川流域 =6.7, 免々田川流域 =8.1, 天白川流域=7.5	汐川流域= (12, 12.2), 天白川流域= (12, 7.1)	=	

142 (別表3) 大雨注意報基準 令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた 地域	市町村等	表面 雨量 指数 基準	土壌雨量 指数基準	(追加)
尾張東部	名古屋市	11	98	(追加)

(別表3) レベル2大雨注意報基準 令和8年5月29日現在

市町村等を まとめた 地域	市町村等	表面 雨量 指数 基準	流域雨量 指数基準	複合基準 (表面雨量指数、 流域雨量指数)
尾張東部	名古屋市	11	堀川流域=20.4, 荒子川流域=12, 地藏川流域 =8.2, 香流川流域 =11.6, 戸田川流域 =5.7, 山崎川流域=9, 扇川流域=10.1	堀川流域= (5, 15.8), 荒子川流域= (5, 11.6), 地藏川流域= (5, 7.7), 香流川流域= (5, 11.6), 戸田川流域= (8, 4.6), 山崎川流域= (5, 8.5), 扇川流域= (5, 10.1), 庄内川流域= (11, 26.8), 新川流域= (5, 20.4), 矢田川流域= (8, 19.7),

防災気象
情報変更
を踏まえ
た修正

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
尾張西部								天白川流域=(5, 13.8), 日光川流域=(7, 24.5)	
	瀬戸市	14	95	(追加)	瀬戸市	14	水野川流域 =12.9, 矢田川流域=15.2	水野川流域=(7, 12.9), 矢田川流域=(7, 15.2), 庄内川流域=(7, 37.4)	
	春日井市	12	100	(追加)	春日井市	12	内津川流域 =13.2, 八田川流域=9.9, 地蔵川流域=7.8	内津川流域=(6, 11.2), 八田川流域=(6, 9.2), 地蔵川流域=(6, 5.9), 庄内川流域=(8, 30.2)	
	犬山市	15	95	(追加)	犬山市	15	五条川流域 =13.2, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=5.3, 郷瀬川流域=10.1	五条川流域=(6, 13.2), 合瀬川流域=(7, 4.6), 薬師川流域=(7, 5.3), 郷瀬川流域=(7, 10.1), 木曾川流域=(9, 68.6)	
	小牧市	12	100	(追加)	小牧市	12	大山川流域 =12.2, 合瀬川流域=8.8, 薬師川流域=6.7	大山川流域=(6, 12.2), 合瀬川流域=(6, 8.5), 薬師川流域=(6, 5.7)	
	尾張旭市	15	110	(追加)	尾張旭市	15	矢田川流域=17.6	矢田川流域=(7, 17.6)	
	豊明市	15	97	(追加)	豊明市	15	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	正戸川流域=(7, 5.6), 皆瀬川流域=(7, 3.8)	
	日進市	12	96	(追加)	日進市	12	天白川流域=7.6	天白川流域=(6, 7.6)	
	長久手市	14	95	(追加)	長久手市	14	香流川流域=9.3	香流川流域=(7, 9.3)	
	東郷町	15	96	(追加)	東郷町	15	境川流域=12	境川流域=(7, 12)	
	尾張西部	一宮市	13	140	(追加)	一宮市	13	五条川流域 =12.8, 青木川流域=6, 大江用水流域=8, 光堂川流域=4.9, 野府川流域=4.8	五条川流域=(10, 12.5), 青木川流域=(10, 5.6), 大江用水流域=(6, 5.1), 光堂川流域=(8, 2.9), 野府川流域=(6, 3.6), 木曾川流域=(6, 85.7), 日光川流域=(8, 9)
津島市		10	140	(追加)	津島市	10	善太川流域=5.9	善太川流域=(5, 5.6) 日光川流域=(5, 20.7)	
江南市		11	140	(追加)	江南市	11	五条川流域=14, 青木川流域=7.3,	五条川流域=(9, 10.7), 青木川流域=(5, 6.6),	

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
							日光川流域=6	日光川流域= (5, 5.5)	
				(追加)			青木川流域 =12.5, 大江用水流域 =9.8, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.6, 福田川流域=8.8	青木川流域= (8, 7.7), 三宅川流域=(5, 4.7), 領内川流域= (5, 5.1), 福田川流域=(5, 5.2), 日光川流域= (5, 17.3)	
				(追加)			五条川流域=9.7	五条川流域= (10, 7.8)	
				(追加)			善太川流域=8.5, 領内川流域=9	善太川流域= (10, 6.8), 領内川流域= (6, 9), 日光川流域= (11, 20.5)	
				(追加)			五条川流域=20.5	五条川流域= (5, 20.5), 新川流域= (7, 19.8)	
				(追加)			五条川流域 =14.1, 水場川流域=4.9, 合瀬川流域=10.2	五条川流域= (10, 14.1), 水場川流域= (6, 3.3), 合瀬川流域= (10, 8.2), 新川流域= (6, 22.4)	
				(追加)			善太川流域=8.5, 筏川流域=10.7	善太川流域= (8, 8.5), 筏川流域= (6, 10.7), 日光川流域= (10, 17)	
				(追加)			五条川流域=20, 蟹江川流域 =10.8, 福田川流域=10	五条川流域= (6, 20), 蟹江川流域= (6, 10.8), 福田川流域= (6, 9.4), 新川流域= (6, 25.4)	
				(追加)			大山川流域=16.4	二	
				(追加)			五条川流域=13.1	五条川流域= (10, 10.5)	
				(追加)			青木川流域=3.4	青木川流域= (5, 3.3)	
				(追加)			福田川流域=11	福田川流域= (6, 10.1), 庄内川流域= (12, 27.8), 新川流域= (6, 26.9)	
				(追加)			蟹江川流域=7.9, 福田川流域=11.6	蟹江川流域= (10, 7.9), 福田川流域= (10, 11.6),	
稲沢市	11	140			稲沢市	11			
岩倉市	13	140			岩倉市	13			
愛西市	12	140			愛西市	12			
清須市	11	140			清須市	11			
北名古屋 市	13	140			北名古屋 市	13			
弥富市	12	140			弥富市	12			
あま市	13	140			あま市	13			
豊山町	13	140			豊山町	13			
大口町	13	140			大口町	13			
扶桑町	11	140			扶桑町	11			
大治町	13	140			大治町	13			
蟹江町	13	140			蟹江町	13			

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)				
知多地域				(追加)				日光川流域= (10, 17)	
	飛島村	13	<u>140</u>	(追加)	飛島村	13	二	日光川流域= (8, 28.4)	
	半田市	16	<u>106</u>	(追加)	半田市	16	阿久比川流域 =16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域= (8, 13.8), 神戸川流域= (8, 7.5)	
	常滑市	14	<u>97</u>	(追加)	常滑市	14	稲早川流域=5.6, 矢田川流域 =11.9, 前山川流域=8	稲早川流域= (11, 4.5), 矢田川流域= (7, 8.2), 前山川流域= (7, 8)	
	東海市	10	<u>108</u>	(追加)	東海市	10	大田川流域=10.8	大田川流域= (5, 10.8)	
	大府市	16	<u>124</u>	(追加)	大府市	16	五ヶ村川流域 =7.2, 鞍流瀬川流域 =9.8, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域 =6.4	五ヶ村川流域= (8, 7.2), 鞍流瀬川流域= (8, 9.8), 皆瀬川流域= (8, 8.1), 石ヶ瀬川流域= (8, 6.4) 境川流域= (13, 17.4)	
	知多市	15	<u>97</u>	(追加)	知多市	15	信濃川流域=8	信濃川流域= (7, 8)	
	阿久比町	12	<u>101</u>	(追加)	阿久比町	12	阿久比川流域 =11.1	阿久比川流域= (7, 11.1)	
	東浦町	16	<u>123</u>	(追加)	東浦町	16	五ヶ村川流域 =13.9, 明徳寺川流域 =7.1, 石ヶ瀬川流域 =14.4	明徳寺川流域= (8, 7.1), 石ヶ瀬川流域= (12, 11.5)	
	南知多町	13	<u>110</u>	(追加)	南知多町	13	内海川流域=8.4	内海川流域= (6, 8.4)	
	美浜町	15	<u>108</u>	(追加)	美浜町	15	稲早川流域=7.8	稲早川流域= (7, 7.8)	
	武豊町	15	<u>103</u>	(追加)	武豊町	15	堀川流域=7	堀川流域= (7, 6.1)	
西三河 南部	岡崎市	12	<u>112</u>	(追加)	西三河 南部	岡崎市	12	広田川流域 =18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.7, 占部川流域=8.1, 砂川流域=8.1,	広田川流域= (5, 18.4), 鹿乗川流域= (5, 4.6), 乙川流域= (7, 22.7), 占部川流域= (5, 7.7), 砂川流域= (9, 3.8),

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)			
西三河 北西部							砂川流域=3.9, 伊賀川流域=7.4	矢作川流域= (10, 70)	
	碧南市	13	<u>109</u>	(追加)	碧南市	13	蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.3	蜷川流域= (6, 8), 長田川流域= (6, 5.1)	
	刈谷市	15	<u>138</u>	(追加)	刈谷市	15	猿渡川流域 =13.1, 登抗川流域=7.4	猿渡川流域= (7, 12.9), 登抗川流域= (7, 7.4), 境川流域= (7, 21.6), 逢妻川流域= (7, 19)	
	安城市	10	<u>110</u>	(追加)	安城市	10	鹿乗川流域=9.6, 西鹿乗川流域=6, 猿渡川流域 =10.6, 長田川流域=8.1, 半場川流域=5.3	鹿乗川流域= (5, 9.6), 西鹿乗川流域= (5, 4.9), 猿渡川流域= (5, 10.6), 長田川流域= (7, 4.3), 半場川流域= (8, 4.9)	
	西尾市	9	<u>108</u>	(追加)	西尾市	9	矢作古川流域 =4.2, 北浜川流域=9.2, 広田川流域 =19.2, 矢崎川流域=7.1, 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域= (5, 8), 矢崎川流域= (5, 6.8), 朝鮮川流域= (5, 5.7), 矢作川流域= (5, 74.5)	
	知立市	16	<u>142</u>	(追加)	知立市	16	猿渡川流域=9	猿渡川流域= (12, 9), 逢妻川流域= (8, 19.6)	
	高浜市	14	<u>137</u>	(追加)	高浜市	14	稗田川流域=5	稗田川流域= (7, 5)	
	幸田町	13	<u>112</u>	(追加)	幸田町	13	広田川(永野)流 域=18.3, 須美川流域=3.5, 広田川(町役場付 近)流域=8.8, 相見川流域=6.9	須美川流域= (6, 3.3), 広田川(町役場付近)流 域= (6, 8.6), 相見川流域= (6, 6.6)	
	豊田市 西部(※1)	13	<u>95</u>	(追加)	豊田市 西部(※1)	13	家下川流域=7.3, 巴川流域=32.2, 安永川流域=5.7, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域 =9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域= (6, 7.3), 巴川流域= (10, 25.8), 安永川流域= (6, 5.7), 加納川流域= (10, 5.7), 猿渡川流域= (6, 7.6), 逢妻男川流域= (6, 9.7), 逢妻女川流域= (6, 14), 矢作川流域= (10, 41.6)	

変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)					
	みよし市	14	<u>100</u>		(追加)		みよし市	14	境川流域=11.3	境川流域= (7, 11.3)	
西三河 北東部	豊田市東部 (※2)	14	<u>108</u>		(追加)	西三河 北東部	豊田市東部 (※2)	14	矢作川流域=46.4, 名倉川流域=16.3, 巴川流域=29, 阿摺川流域=12.6, 大桑川流域=10.4	矢作川流域= (11, 37.1), 名倉川流域= (11, 13), 巴川流域= (13, 27.8), 阿摺川流域= (11, 10.1), 大桑川流域= (11, 10.4)	
東三河 北部	新城市	13	<u>106</u>		(追加)	東三河 北部	新城市	13	宇連川流域=26, 当貝津川流域=13.2, 海老川流域=12.8, 巴川 (豊川水系) 流域=14.4, 巴川 (矢作川水系) 流域=16.4	海老川流域= (6, 12.8), 巴川 (矢作川水系) 流域= (10, 16.4), 豊川流域= (10, 37.4)	
	設楽町	16	<u>115</u>		(追加)		設楽町	16	大入川流域=9.6, 当貝津川流域=15.5, 豊川流域=25.6, 名倉川流域=11.8	当貝津川流域= (13, 12.4)	
	東栄町	14	<u>123</u>		(追加)		東栄町	14	大千瀬川流域=25.3	二	
	豊根村	14	<u>131</u>		(追加)		豊根村	14	大入川流域=17.6, 古真立川流域=12.4	二	
東三河 南部	豊橋市	13	<u>112</u>		(追加)	東三河 南部	豊橋市	13	神田川流域=9.5, 間川流域=6.8, 柳生川流域=7.8, 梅田川流域=12.1, 紙田川流域=7, 内張川流域=4.3	間川流域= (10, 6.8), 柳生川流域= (6, 7.8), 梅田川流域= (10, 7.7), 紙田川流域= (10, 5.6), 内張川流域= (6, 4.3), 豊川流域= (12, 35.5)	
	豊川市	12	<u>112</u>		(追加)		豊川市	12	佐奈川流域=10.6, 白川流域=9, 音羽川流域=10.2	佐奈川流域= (6, 10.4), 音羽川流域= (10, 10.2), 豊川流域= (9, 40.9)	

変更前 (2025 年度)					変更後 (2026 年度)					
	蒲郡市	11	113	(追加)		蒲郡市	11	西田川流域=7.2, 落合川流域=6.5	落合川流域= (5, 6.5)	
	田原市	15	106	(追加)		田原市	15	汐川流域=6.8, 新堀川流域=5.3, 免々田川流域=6.4, 天白川流域=6	汐川流域= (12, 5), 新堀川流域= (12, 4.2), 免々田川流域= (12, 5.1), 天白川流域= (7, 5.4)	
144	<u>(別表 4) 洪水注意報基準</u>				令和 6 年 5 月 23 日現在	<u>(削除)</u>				
	<u>市町村等を まとめた 地域</u>	<u>市町村等</u>	<u>流域雨量 指数基準</u>	<u>複合基準(※1)</u>	<u>指定河川洪水予 報による基準</u>					
	<u>尾張東部</u>	<u>名古屋市</u>	堀川流域 =20.4, 荒子川流域 =12, 地藏川流域 =8.2, 香流川流域 =11.6, 戸田川流域 =5.7, 山崎川流域=9, 扇川流域=10.1	堀川流域= (5, 15.8), 荒子川流域= (5, 11.6), 地藏川流域= (5, 7.7), 香流川流域= (5, 11.6), 戸田川流域= (8, 4.6), 山崎川流域= (5, 8.5), 扇川流域= (5, 10.1), 庄内川流域= (11, 26.8), 新川流域= (5, 20.4), 矢田川流域= (8, 19.7), 天白川流域= (5, 13.8), 日光川流域= (7, 24.5)	庄内川[志段味・ 枇杷島・瀬古], 愛知県天白川水 系 天白川[天白 川], 愛知県日光川水 系 日光川[古 瀬], 愛知県庄内川水 系 新川[水場川 外水位]					
		<u>瀬戸市</u>	水野川流域 =12.9, 矢田川流域 =15.2	水野川流域= (7, 12.9), 矢田川流域= (7, 15.2),	庄内川[志段味]					

			庄内川流域= (7, 37.4)	
	春日井市	内津川流域=13.2, 八田川流域=9.9, 地藏川流域=7.8	内津川流域= (6, 11.2), 八田川流域= (6, 9.2), 地藏川流域= (6, 5.9), 庄内川流域= (8, 30.2)	庄内川[志段味]
	犬山市	五条川流域=13.2, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=5.3, 郷瀬川流域=10.1	五条川流域= (6, 13.2), 合瀬川流域= (7, 4.6), 薬師川流域= (7, 5.3), 郷瀬川流域= (7, 10.1), 木曾川流域= (9, 68.6)	木曾川中流[犬山]
	小牧市	大山川流域=12.2, 合瀬川流域=8.8, 薬師川流域=6.7	大山川流域= (6, 12.2), 合瀬川流域= (6, 8.5), 薬師川流域= (6, 5.7)	二
	尾張旭市	矢田川流域=17.6	矢田川流域= (7, 17.6)	二
	豊明市	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	正戸川流域= (7, 5.6), 皆瀬川流域= (7, 3.8)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉田]
	日進市	天白川流域=7.6	天白川流域= (6, 7.6)	二
	長久手市	香流川流域=9.3	香流川流域= (7, 9.3)	二
	東郷町	境川流域=12	境川流域= (7, 12)	二
尾張西部	一宮市	五条川流域=12.8, 青木川流域=6, 大江用水流域=8,	五条川流域= (10, 12.5), 青木川流域= (10, 5.6),	木曾川中流[犬山・笠松], 愛知県日光川水系 日光川[戸荻]

	光堂川流域 =4.9, 野府川流域=4.8	大江用水流域= (6, 5.1), 光堂川流域= (8, 2.9), 野府川流域= (6, 3.6), 木曾川流域= (6, 85.7), 日光川流域= (8, 9)	
津島市	善太川流域=5.9	善太川流域= (5, 5.6) 日光川流域= (5, 20.7)	愛知県日光川水 系 日光川[古 瀬]
江南市	五条川流域 =14, 青木川流域 =7.3, 日光川流域=6	五条川流域= (9, 10.7), 青木川流域= (5, 6.6), 日光川流域= (5, 5.5)	木曾川中流[犬 山]
稲沢市	青木川流域 =12.5, 大江用水流域 =9.8, 三宅川流域 =5.6, 領内川流域 =5.6, 福田川流域=8.8	青木川流域= (8, 7.7), 三宅川流域 =(5, 4.7), 領内川流域= (5, 5.1), 福田川流域 =(5, 5.2), 日光川流域= (5, 17.3)	木曾川中流[笠 松], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苅・古瀬]
岩倉市	五条川流域=9.7	五条川流域= (10, 7.8)	二
愛西市	善太川流域 =8.5, 領内川流域=9	善太川流域= (10, 6.8), 領内川流域= (6, 9), 日光川流域= (11, 20.5)	木曾川中流[笠 松], 木曾川下流[木曾 成戸], 長良川下流[長良 成戸], 愛知県日光川水 系 日光川[戸 苅・古瀬]
清須市	五条川流域 =20.5	五条川流域= (5, 20.5),	庄内川[枇杷島],

		新川流域= (7, 19.8)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
北名古屋市	五条川流域=14.1, 水場川流域=4.9, 合瀬川流域=10.2	五条川流域=(10, 14.1), 水場川流域=(6, 3.3), 合瀬川流域=(10, 8.2), 新川流域=(6, 22.4)	愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
弥富市	善太川流域=8.5, 筏川流域=10.7	善太川流域=(8, 8.5), 筏川流域=(6, 10.7), 日光川流域=(10, 17)	木曾川下流[木曾成戸], 愛知県日光川水系 日光川[古瀬]
あま市	五条川流域=20, 蟹江川流域=10.8, 福田川流域=10	五条川流域=(6, 20), 蟹江川流域=(6, 10.8), 福田川流域=(6, 9.4), 新川流域=(6, 25.4)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
豊山町	大山川流域=16.4	—	—
大口町	五条川流域=13.1	五条川流域=(10, 10.5)	—
扶桑町	青木川流域=3.4	青木川流域=(5, 3.3)	木曾川中流[犬山]
大治町	福田川流域=11	福田川流域=(6, 10.1), 庄内川流域=(12, 27.8), 新川流域=(6, 26.9)	庄内川[枇杷島], 愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]
蟹江町	蟹江川流域=7.9, 福田川流域=11.6	蟹江川流域=(10, 7.9), 福田川流域=(10, 11.6), 日光川流域=(10, 17)	愛知県日光川水系 日光川[古瀬]

	飛島村	二	日光川流域= (8, 28.4)	愛知県日光川水 系 日光川[古 瀬]
知多地域	半田市	阿久比川流域 =16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域= (8, 13.8), 神戸川流域= (8, 7.5)	二
	常滑市	稲早川流域 =5.6, 矢田川流域 =11.9, 前山川流域=8	稲早川流域= (11, 4.5), 矢田川流域= (7, 8.2), 前山川流域= (7, 8)	二
	東海市	大田川流域 =10.8	大田川流域= (5, 10.8)	愛知県天白川水 系 天白川[天白 川]
	大府市	五ヶ村川流域 =7.2, 鞍流瀬川流域 =9.8, 皆瀬川流域 =8.1, 石ヶ瀬川流域 =6.4	五ヶ村川流域= (8, 7.2), 鞍流瀬川流域= (8, 9.8), 皆瀬川流域= (8, 8.1), 石ヶ瀬川流域= (8, 6.4) 境川流域= (13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田]
	知多市	信濃川流域=8	信濃川流域= (7, 8)	二
	阿久比町	阿久比川流域 =11.1	阿久比川流域 =(7, 11.1)	二
	東浦町	五ヶ村川流域 =13.9, 明徳寺川流域 =7.1, 石ヶ瀬川流域 =14.4	明徳寺川流域= (8, 7.1), 石ヶ瀬川流域= (12, 11.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田]
	南知多町	内海川流域=8.4	内海川流域= (6, 8.4)	二
	美浜町	稲早川流域=7.8	稲早川流域= (7, 7.8)	二
	武豊町	堀川流域=7	堀川流域=(7, 6.1)	二

西三河 南部	岡崎市	<p>広田川流域 =18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域 =22.7, 占部川流域 =8.1, 砂川流域=3.9, 伊賀川流域=7.4</p>	<p>広田川流域= (5, 18.4), 鹿乗川流域= (5, 4.6), 乙川流域=(7, 22.7), 占部川流域= (5, 7.7), 砂川流域=(9, 3.8), 矢作川流域= (10, 70)</p>	矢作川[高橋・岩津]
	碧南市	<p>蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.3</p>	<p>蜷川流域=(6, 8), 長田川流域= (6, 5.1)</p>	矢作川[米津]
	刈谷市	<p>猿渡川流域 =13.1, 発抗川流域=7.4</p>	<p>猿渡川流域= (7, 12.9), 発抗川流域= (7, 7.4), 境川流域=(7, 21.6), 逢妻川流域= (7, 19)</p>	愛知県境川水系 境川・逢妻川[泉 田・一ツ木逢妻 川]
	安城市	<p>鹿乗川流域 =9.6, 西鹿乗川流域 =6, 猿渡川流域 =10.6, 長田川流域 =8.1, 半場川流域=5.3</p>	<p>鹿乗川流域= (5, 9.6), 西鹿乗川流域= (5, 4.9), 猿渡川流域= (5, 10.6), 長田川流域= (7, 4.3), 半場川流域= (8, 4.9)</p>	矢作川[岩津]
	西尾市	<p>矢作古川流域 =4.2, 北浜川流域 =9.2, 広田川流域 =19.2, 矢崎川流域 =7.1, 朝鮮川流域=5.7</p>	<p>北浜川流域= (5, 8), 矢崎川流域= (5, 6.8), 朝鮮川流域= (5, 5.7), 矢作川流域= (5, 74.5)</p>	矢作川[岩津・米津]

	知立市	猿渡川流域=9	猿渡川流域= (12, 9), 逢妻川流域= (8, 19.6)	愛知県境川水系 境川・逢妻川[一 ツ木逢妻川]
	高浜市	稗田川流域=5	稗田川流域= (7, 5)	二
	幸田町	広田川(永野) 流域=18.3, 須美川流域 =3.5, 広田川(町役場 付近)流域 =8.8, 相見川流域=6.9	須美川流域= (6, 3.3), 広田川(町役場 付近)流域= (6, 8.6), 相見川流域= (6, 6.6)	二
西三河 北西部	豊田市西部 (※2)	家下川流域 =7.3, 巴川流域 =32.2, 安永川流域 =5.7, 加納川流域 =5.7, 猿渡川流域 =7.6, 逢妻男川流域 =9.7, 逢妻女川流域 =14	家下川流域= (6, 7.3), 巴川流域= (10, 25.8), 安永川流域= (6, 5.7), 加納川流域= (10, 5.7), 猿渡川流域= (6, 7.6), 逢妻男川流域= (6, 9.7), 逢妻女川流域= (6, 14), 矢作川流域 =(10, 41.6)	矢作川[高橋・岩 津], 愛知県境川水系 境川・逢妻川[一 ツ木逢妻川]
	みよし市	境川流域=11.3	境川流域=(7, 11.3)	二
西三河 北東部	豊田市東部 (※3)	矢作川流域 =46.4, 名倉川流域 =16.3, 巴川流域=29, 阿摺川流域 =12.6, 大桑川流域 =10.4	矢作川流域= (11, 37.1), 名倉川流域= (11, 13), 巴川流域= (13, 27.8), 阿摺川流域= (11, 10.1), 大桑川流域= (11, 10.4)	二

東三河 北部	新城市	宇連川流域 =26, 当貝津川流域 =13.2, 海老川流域 =12.8, 巴川(豊川水 系)流域 =14.4, 巴川(矢作川水 系)流域=16.4	海老川流域= (6, 12.8), 巴川(矢作川水 系)流域= (10, 16.4), 豊川流域= (10, 37.4)	豊川及び豊川放 水路[石田]
	設楽町	大入川流域 =9.6, 当貝津川流域 =15.5, 豊川流域 =25.6, 名倉川流域 =11.8	当貝津川流域= (13, 12.4)	二
	東栄町	大千瀬川流域 =25.3	二	二
	豊根村	大入川流域 =17.6, 古真立川流域 =12.4	二	二
東三河 南部	豊橋市	神田川流域 =9.5, 間川流域=6.8, 柳生川流域 =7.8, 梅田川流域 =12.1, 紙田川流域=7, 内張川流域=4.3	間川流域= (10, 6.8), 柳生川流域= (6, 7.8), 梅田川流域= (10, 7.7), 紙田川流域= (10, 5.6), 内張川流域= (6, 4.3), 豊川流域= (12, 35.5)	豊川及び豊川放 水路[石田・当 古・放水路第1]
	豊川市	佐奈川流域 =10.6, 白川流域=9, 音羽川流域 =10.2	佐奈川流域= (6, 10.4), 音羽川流域= (10, 10.2), 豊川流域=(9, 40.9)	豊川及び豊川放 水路[石田・当 古・放水路第1]

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)			
	蒲郡市	西田川流域 =7.2, 落合川流域=6.5	落合川流域= (5, 6.5)	二					
	田原市	汐川流域=6.8, 新堀川流域 =5.3, 免々田川流域 =6.4, 天白川流域=6	汐川流域= (12, 5), 新堀川流域= (12, 4.2), 免々田川流域= (12, 5.1), 天白川流域= (7, 5.4)	二					
149	(別表 5) 高潮警報基準 令和 4 年 5 月 26 日現在				(別表 4) レベル 4 高潮危険警報基準 令和 8 年 5 月 29 日現在				
	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位 (標高m)	備考	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位 (標高m)	備考	
	尾張東部	名古屋市	2.5 *		尾張東部	名古屋市	2.5 *		
		豊明市	*			豊明市	*		
	尾張西部	一宮市	*		尾張西部	一宮市	*		
		津島市	*			津島市	*		
		稲沢市	*			稲沢市	*		
		愛西市	*			愛西市	*		
		清須市	*			清須市	*		
		北名古屋市	*			北名古屋市	*		
		弥富市	3.3 *			弥富市	3.3 *		
		あま市	*			あま市	*		
		豊山町	*			豊山町	*		
		大治町	*			大治町	*		
		蟹江町	*			蟹江町	*		
	飛島村	3.3 *		飛島村	3.3 *				
	知多地域	半田市	2.0 *		知多地域	半田市	1.9 *		
		常滑市	2.5 *			常滑市	3.5 *		
		東海市	2.9 *			東海市	2.8 *		
		大府市	*			大府市	*		
		知多市	2.9 *			知多市	2.8 *		
		阿久比町	*			阿久比町	*		
		東浦町	3.2 *			東浦町	3.6 *		
		南知多町	1.8 *			南知多町	1.9 *		
	美浜町	2.0 *	伊勢湾に面した地域	美浜町	2.5 *	伊勢湾に面した地域			

防災気象
情報変更
を踏まえ
た修正

		変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)																																																
150	西三河南部		2.0 *	知多湾に面した地域																																																
		武豊町	2.3 *																																																	
		碧南市	2.2 *																																																	
		刈谷市	2.3 *																																																	
		安城市	*																																																	
		西尾市	2.3 *																																																	
		知立市	*																																																	
	高浜市	2.0 *																																																		
	東三河南部	豊橋市	2.5 *	三河湾に面した地域																																																
			3.5	外海に面した地域																																																
		豊川市	2.5 *																																																	
		蒲郡市	2.5 *																																																	
		田原市	2.5 *	三河湾に面した地域																																																
			2.9	外海に面した地域																																																
150		西三河南部		1.9 *	知多湾に面した地域																																															
	武豊町		2.0 *																																																	
	碧南市		1.8 *																																																	
	刈谷市		2.2 *																																																	
	安城市		*																																																	
	西尾市		2.0 *																																																	
	知立市		*																																																	
	高浜市	1.9 *																																																		
	東三河南部	豊橋市	2.5 *	三河湾に面した地域																																																
			3.4	外海に面した地域																																																
		豊川市	2.6 *																																																	
		蒲郡市	2.6 *																																																	
		田原市	2.1 *	三河湾に面した地域																																																
			2.9	外海に面した地域																																																
<p>*愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を發表する場合があります。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(別表 6) 高潮注意報基準 令和 4 年 5 月 26 日 現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>潮位 (標高m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾張東部</td> <td>名古屋市</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">尾張西部</td> <td>弥富市</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飛島村</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">知多地域</td> <td>半田市</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常滑市</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海市</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知多市</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東浦町</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南知多町</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">美浜町</td> <td>1.6</td> <td>伊勢湾に面した地域</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>知多湾に面した地域</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西三河南部</td> <td>碧南市</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>刈谷市</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p>*愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらずレベル4高潮危険警報を發表する場合があります。</p> <p><u>※レベル4高潮危険警報、レベル3高潮警報及びレベル2高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって發表する。</u></p> <p><u>※潮位の基準面は、東京湾平均海面 (TP) である。</u></p>				市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位 (標高m)	備考	尾張東部	名古屋市	1.7		尾張西部	弥富市	1.7		飛島村	1.7		知多地域	半田市	1.6		常滑市	1.6		東海市	1.7		知多市	1.7		東浦町	1.6		南知多町	1.5		美浜町	1.6	伊勢湾に面した地域	1.5	知多湾に面した地域	武豊町	1.6		西三河南部	碧南市	1.6		刈谷市	1.6	
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位 (標高m)	備考																																																	
尾張東部	名古屋市	1.7																																																		
尾張西部	弥富市	1.7																																																		
	飛島村	1.7																																																		
知多地域	半田市	1.6																																																		
	常滑市	1.6																																																		
	東海市	1.7																																																		
	知多市	1.7																																																		
	東浦町	1.6																																																		
	南知多町	1.5																																																		
	美浜町	1.6	伊勢湾に面した地域																																																	
		1.5	知多湾に面した地域																																																	
	武豊町	1.6																																																		
西三河南部	碧南市	1.6																																																		
	刈谷市	1.6																																																		

		変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)		
東三河南部	西尾市	1.6				
	高浜市	1.6				
	豊橋市	1.7	三河湾に面した地域			
		1.7	外海に面した地域			
	豊川市	1.7				
	蒲郡市	1.7				
	田原市	1.6	三河湾に面した地域			
1.7		外海に面した地域				
151	別表 1～別表 4 <u>大雨及び洪水警報・注意報</u> 基準表の見方	別表 1～別表 3 <u>レベル 4 大雨危険警報等</u> 基準表の見方				
	<p>(1) <u>大雨警報・注意報</u>の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(2) <u>大雨警報・注意報</u>の<u>土壌雨量指数基準*</u>は 1km 四方毎に設定している。別表 1 及び 3 において、<u>土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準の最低値を示す。</u></p> <p>(3) 別表 2 及び 4 において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。</p> <p>(4) <u>洪水警報・注意報</u>の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</p> <p>(5) <u>洪水警報・注意報</u>の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。</p> <p>(6) 別表 2 及び 4 の、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>	<p>(1) <u>レベル 4 大雨危険警報・レベル 3 大雨警報・レベル 2 大雨注意報</u>の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。 <u>(削除)</u></p> <p>(2) 別表 1、2 及び 3 において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。</p> <p>(3) <u>レベル 4 大雨危険警報・レベル 3 大雨警報・レベル 2 大雨注意報</u>の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 1、2 及び 3 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</p> <p>(4) <u>レベル 3 大雨警報・レベル 2 大雨注意報</u>の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。 <u>(削除)</u></p>				防災気象情報変更を踏まえた修正
	<p><参考> 表面雨量指数 (略) <u>土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</u> 流域雨量指数 (略)</p>	<p><参考> 表面雨量指数 (略) <u>(削除)</u> 流域雨量指数 (略)</p>				

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)																																																																																																																																	
152	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象、高潮及び洪水に関する警報等伝達系統図 (図 略)</p> <p>注 1) (略)</p> <p>注 2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p> <p>2 津波警報等の伝達系統図 (略)</p>	<p>第二節 水防に関連する予報・警報の伝達</p> <p>1 気象及び高潮に関する警報等伝達系統図 (図 略)</p> <p>注 1) (略)</p> <p>注 2) 愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、レベル5 特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。</p> <p>2 津波警報等の伝達系統図 (略)</p>	<p>防災気象情報変更を踏まえた修正</p>																																																																																																																																
	<p>第七章 水防警報</p> <p>第一節 ~ 第二節 (略)</p>	<p>第七章 水防警報</p> <p>第一節 ~ 第二節 (略)</p>																																																																																																																																	
160	<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位 (潮位) 観測所及び発表基準</p> <p>(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (単位:メートル)</p> <p>① 降雨等による河川の洪水に関するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>出動水位</th> <th>計画高水位</th> <th>堤防高上: 左岸 下: 右岸</th> <th>発表者 (量水標管理者)</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">矢作川</td> <td>岩津</td> <td>岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)</td> <td>4.00</td> <td>4.90</td> <td>6.40</td> <td><u>10.89</u></td> <td>11.2 12.1</td> <td>豊橋河川事務所長</td> <td>豊田市・岡崎市</td> </tr> <tr> <td>米津</td> <td>西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)</td> <td>4.90</td> <td>6.00</td> <td>7.50</td> <td><u>10.87</u></td> <td>12.0 11.9</td> <td rowspan="4">豊橋河川事務所長</td> <td>西尾市・碧南市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">豊川</td> <td>石田</td> <td>新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)</td> <td>2.40</td> <td>4.20</td> <td>4.70</td> <td><u>8.13</u></td> <td>10.9 20.3</td> <td>新城市・豊橋市・豊川市</td> </tr> <tr> <td>当古</td> <td>豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)</td> <td>3.30</td> <td>4.70</td> <td>5.10</td> <td><u>7.62</u></td> <td>9.3 9.9</td> <td>豊川市・豊橋市</td> </tr> <tr> <td>豊橋</td> <td>豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.00</td> <td><u>6.16</u></td> <td>7.6 7.7</td> <td>豊橋市</td> </tr> <tr> <td>豊川放水路第1</td> <td>放水路第1</td> <td>豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)</td> <td>5.00</td> <td>7.00</td> <td>7.60</td> <td><u>10.64</u></td> <td>13.0 13.0</td> <td></td> <td>豊川市・豊橋市</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体	矢作川	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)	4.00	4.90	6.40	<u>10.89</u>	11.2 12.1	豊橋河川事務所長	豊田市・岡崎市	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	4.90	6.00	7.50	<u>10.87</u>	12.0 11.9	豊橋河川事務所長	西尾市・碧南市	豊川	石田	新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)	2.40	4.20	4.70	<u>8.13</u>	10.9 20.3	新城市・豊橋市・豊川市	当古	豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)	3.30	4.70	5.10	<u>7.62</u>	9.3 9.9	豊川市・豊橋市	豊橋	豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)	3.00	3.50	4.00	<u>6.16</u>	7.6 7.7	豊橋市	豊川放水路第1	放水路第1	豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)	5.00	7.00	7.60	<u>10.64</u>	13.0 13.0		豊川市・豊橋市	<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位 (潮位) 観測所及び発表基準</p> <p>(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (単位:メートル)</p> <p>① 降雨等による河川の洪水に関するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>出動水位</th> <th>計画高水位</th> <th>堤防高上: 左岸 下: 右岸</th> <th>発表者 (量水標管理者)</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">矢作川</td> <td>岩津</td> <td>岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)</td> <td>4.00</td> <td>4.90</td> <td>6.40</td> <td><u>10.84</u></td> <td>11.2 12.1</td> <td>豊橋河川事務所長</td> <td>豊田市・岡崎市</td> </tr> <tr> <td>米津</td> <td>西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)</td> <td>4.90</td> <td>6.00</td> <td>7.50</td> <td><u>10.82</u></td> <td>12.0 11.9</td> <td rowspan="4">豊橋河川事務所長</td> <td>西尾市・碧南市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">豊川</td> <td>石田</td> <td>新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)</td> <td>2.40</td> <td>4.20</td> <td>4.70</td> <td><u>7.87</u></td> <td>10.9 20.3</td> <td>新城市・豊橋市・豊川市</td> </tr> <tr> <td>当古</td> <td>豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)</td> <td>3.30</td> <td>4.70</td> <td>5.10</td> <td><u>7.61</u></td> <td>9.3 9.9</td> <td>豊川市・豊橋市</td> </tr> <tr> <td>豊橋</td> <td>豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)</td> <td>3.00</td> <td>3.50</td> <td>4.00</td> <td><u>6.06</u></td> <td>7.6 7.7</td> <td>豊橋市</td> </tr> <tr> <td>豊川放水路第1</td> <td>放水路第1</td> <td>豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)</td> <td>5.00</td> <td>7.00</td> <td>7.60</td> <td><u>10.52</u></td> <td>13.0 13.0</td> <td></td> <td>豊川市・豊橋市</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体	矢作川	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)	4.00	4.90	6.40	<u>10.84</u>	11.2 12.1	豊橋河川事務所長	豊田市・岡崎市	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	4.90	6.00	7.50	<u>10.82</u>	12.0 11.9	豊橋河川事務所長	西尾市・碧南市	豊川	石田	新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)	2.40	4.20	4.70	<u>7.87</u>	10.9 20.3	新城市・豊橋市・豊川市	当古	豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)	3.30	4.70	5.10	<u>7.61</u>	9.3 9.9	豊川市・豊橋市	豊橋	豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)	3.00	3.50	4.00	<u>6.06</u>	7.6 7.7	豊橋市	豊川放水路第1	放水路第1	豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)	5.00	7.00	7.60	<u>10.52</u>	13.0 13.0		豊川市・豊橋市	<p>国が計画高水位を見直したことによる修正</p>
	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体																																																																																																																									
矢作川	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)	4.00	4.90	6.40	<u>10.89</u>	11.2 12.1	豊橋河川事務所長	豊田市・岡崎市																																																																																																																										
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	4.90	6.00	7.50	<u>10.87</u>	12.0 11.9	豊橋河川事務所長	西尾市・碧南市																																																																																																																										
豊川	石田	新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)	2.40	4.20	4.70	<u>8.13</u>	10.9 20.3		新城市・豊橋市・豊川市																																																																																																																										
	当古	豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)	3.30	4.70	5.10	<u>7.62</u>	9.3 9.9		豊川市・豊橋市																																																																																																																										
	豊橋	豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)	3.00	3.50	4.00	<u>6.16</u>	7.6 7.7		豊橋市																																																																																																																										
豊川放水路第1	放水路第1	豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)	5.00	7.00	7.60	<u>10.64</u>	13.0 13.0		豊川市・豊橋市																																																																																																																										
河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体																																																																																																																										
矢作川	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸 29.2km 付近)	4.00	4.90	6.40	<u>10.84</u>	11.2 12.1	豊橋河川事務所長	豊田市・岡崎市																																																																																																																										
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	4.90	6.00	7.50	<u>10.82</u>	12.0 11.9	豊橋河川事務所長	西尾市・碧南市																																																																																																																										
豊川	石田	新城市庭野 (左岸 27.6km 付近)	2.40	4.20	4.70	<u>7.87</u>	10.9 20.3		新城市・豊橋市・豊川市																																																																																																																										
	当古	豊川市当古町 (右岸 13.2km 付近)	3.30	4.70	5.10	<u>7.61</u>	9.3 9.9		豊川市・豊橋市																																																																																																																										
	豊橋	豊橋市船町 (左岸 5.6km 付近)	3.00	3.50	4.00	<u>6.06</u>	7.6 7.7		豊橋市																																																																																																																										
豊川放水路第1	放水路第1	豊川市柑子町 (右岸 6.6km 付近)	5.00	7.00	7.60	<u>10.52</u>	13.0 13.0		豊川市・豊橋市																																																																																																																										
<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位 (潮位) 観測所及び発表基準</p> <p>(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (単位:メートル)</p> <p>① 降雨等による河川の洪水に関するもの</p>	<p>第三節 水防警報を発する基準</p> <p>1 水防警報の対象水位 (潮位) 観測所及び発表基準</p> <p>(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (単位:メートル)</p> <p>① 降雨等による河川の洪水に関するもの</p>																																																																																																																																		

		変更前 (2025 年度)							変更後 (2026 年度)											
161	②津波に関するもの ア 発表の種類、内容、発表基準	種類		内容		発表基準			種類		内容		発表基準			国の水防警報の発表基準等の変更による修正				
		情報収集		水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。		地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。			(削除)		(削除)		(削除)							
		出動		水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。		伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。			出動		水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。		伊勢・三河湾で大津波警報、津波警報が発表され河川において氾濫危険水位を超過する恐れがあり、水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的猶予がある)状態のとき。							
		解除		水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。		巡視等により被害が確認されなかったとき、または、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川(または海岸)状況が解消したと認める場合。			解除		水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。		津波警報等が解除されたとき、または、水防活動の必要があると認められなくなったとき。							
注) (略)																				
イ 水防警報の担当官署 (略)																				
161	(2) 知事が水防警報を行う河川																			
	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上: 左岸 下: 右岸	発表者 (量水標管理者)	対象団体
(略)																				

変更前 (2025 年度)								変更後 (2026 年度)									
日光川	(略)							愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務所 名古屋市	日光川	(略)							愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務所 名古屋市
	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流 500m)	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. 2. 00	T. P. 3. 20 <u>3. 04</u>			海部建設事務所 所長	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流 500m)	T. P. 0. 90	T. P. 1. 30	T. P. 1. 50	T. P. 2. 00	
(略)								(略)									

162 (3) 知事が水防警報を行う海岸

(3) 知事が水防警報を行う海岸

市町村等を まとめた地域 (参考)	発表区域 (市町村名)	発表基準 (標高m)		堤防高	発表者 (建設事務所 長)	備考
		準備 <u>(追加)</u>	出動 <u>(追加)</u>			
尾張東部	名古屋市	1. 7	2. 5	資料編第3「愛知県水防計画付図」参照	尾張	
尾張西部	弥富市※1	<u>1. 7</u>	3. 3		海部	
	飛島村※1	<u>1. 7</u>	3. 3		知多	伊勢湾側 知多湾側
知多地域	東海市	<u>1. 7</u>	<u>2. 9</u>			
	知多市	<u>1. 7</u>	<u>2. 9</u>			
	常滑市	<u>1. 6</u>	<u>2. 5</u>			
	美浜町※2	<u>1. 6</u>	<u>2. 0</u>			
		<u>1. 5</u>	<u>2. 0</u>			
	南知多町	<u>1. 5</u>	<u>1. 8</u>			
	武豊町	<u>1. 6</u>	<u>2. 3</u>			
西三河南部	刈谷市	<u>1. 6</u>	<u>2. 3</u>		知立	
	高浜市	<u>1. 6</u>	<u>2. 0</u>			
	碧南市	<u>1. 6</u>	<u>2. 2</u>			
	西尾市	<u>1. 6</u>	<u>2. 3</u>			
東三河南部	蒲郡市	1. 7	<u>2. 5</u>	西三河		
	豊川市	1. 7	<u>2. 5</u>			

市町村等を まとめた地域 (参考)	発表区域 (市町村名)	発表基準 (標高m)		堤防高	発表者 (建設事務所 長)	備考
		準備 <u>※3</u>	出動 <u>※4</u>			
尾張東部	名古屋市	1. 7	2. 5	資料編第3「愛知県水防計画付図」参照	尾張	
尾張西部	弥富市※1	<u>1. 6</u>	3. 3		知多	伊勢湾側 知多湾側
	飛島村※1	<u>1. 6</u>	3. 3			
知多地域	東海市	<u>1. 6</u>	<u>2. 8</u>			
	知多市	<u>1. 6</u>	<u>2. 8</u>			
	常滑市	<u>1. 5</u>	<u>3. 5</u>			
	美浜町※2	<u>1. 5</u>	<u>2. 5</u>			
		<u>1. 4</u>	<u>1. 9</u>			
	南知多町	<u>1. 4</u>	<u>1. 9</u>			
	武豊町	<u>1. 5</u>	<u>2. 0</u>			
西三河南部	刈谷市	<u>1. 5</u>	<u>2. 2</u>		知立	
	高浜市	<u>1. 5</u>	<u>1. 9</u>			
	碧南市	<u>1. 5</u>	<u>1. 8</u>			
	西尾市	<u>1. 5</u>	<u>2. 0</u>			
東三河南部	蒲郡市	1. 7	<u>2. 6</u>	西三河		
	豊川市	1. 7	<u>2. 6</u>			

最新の
実測結果に
基づく修正

防災気象
情報の変更
及び変更後
も引き続き
旧高潮注意
報の基準潮
位予測によ
って水防警
報を発表す
ることによ
る修正

		変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)						
			豊橋市※ 2	1. 7	2. 5			三河湾側					三河湾側	
				1. 7	3. 5			外海側					外海側	
			田原市※ 2	1. 6	2. 5			三河湾側					三河湾側	
				1. 7	3. 5			外海側					外海側	
		※ 1 ~ 2 (略) <u>(追加)</u>						※ 1 ~ 2 (略) <u>※ 3 . . . レベル 2 高潮注意報が発表された場合又は 6 時間後までに基準潮位に達すると予測される場合に発表</u> <u>※ 4 . . . レベル 4 高潮危険警報が発表された場合に発表</u>						
		(4) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸 (略)						(4) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸 (略)						
		2 水防警報の段階と内容 (略)						2 水防警報の段階と内容 (略)						
169		第四節 水防警報伝達系統 1 (略) 2 知事が水防警報を行う河川及び海岸 (1) ~ (7) (略) (8) 高潮水防警報 (愛知県沿岸)						第四節 水防警報伝達系統 1 (略) 2 知事が水防警報を行う河川及び海岸 (1) ~ (7) (略) (8) 高潮水防警報 (愛知県沿岸)						防災気象情報の変更及び変更後も引き続き旧高潮注意報の基準潮位予測によって水防警報を發表することによる修正
		※各建設事務所所管の範囲で該当する対象を選択のうえ発表						※ 1 レベル 2 高潮注意報が発表された場合若しくは 6 時間後までに準備基準潮位に達すると予測される場合又はレベル 4 高潮危険警報が発表された場合						

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
	(9) (略)	<p>※2 各建設事務所所管の範囲で該当する対象を選択のうえ発表</p> <p>※3 準備基準潮位への到達が予測される場合は河川課が発表することがある。</p> <p>※4 該当する対象を選択のうえ発表</p> <p>(9) (略)</p>	
172	<p>第五節 水防警報発表受報様式</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 海岸水防警報知事発表受報様式</p>	<p>第五節 水防警報発表受報様式</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 海岸水防警報知事発表受報様式</p>	

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																																																																																													
172	<p>高潮水防警報 第__号 (準備・出勤・情報) ※○で囲む</p> <p>令和__年__月__日__時__分 愛知県〇〇建設事務所長発表</p> <p>高潮水防警報発表市町村 (○を付した市町村) (追加)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名古屋市</td><td>弥富市</td><td>飛島村</td><td>半田市</td><td>常滑市</td><td>東海市</td><td>知多市</td><td>東浦町</td><td>南知多町</td><td>美浜町</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>武豊町</td><td>西尾市</td><td>碧南市</td><td>刈谷市</td><td>高浜市</td><td>豊橋市</td><td>豊川市</td><td>蒲郡市</td><td>田原市</td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、上記地域の高潮(注意報・警報)を発表しました。</p> <p>(追加)</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高____m・弥富市 標高____m・飛島村 標高____m 半田市 標高____m・常滑市 標高____m・東海市 標高____m 知多市 標高____m・東浦町 標高____m・南知多町 標高____m 美浜町(伊勢湾) 標高____m・美浜町(知多湾) 標高____m 武豊町 標高____m・西尾市 標高____m・碧南市 標高____m 刈谷市 標高____m・高浜市 標高____m・豊橋市(三河湾) 標高____m 豊橋市(外海) 標高____m・豊川市 標高____m・蒲郡市 標高____m 田原市(三河湾) 標高____m・田原市(外海) 標高____m</p> <p>水防の準備に入り、厳重に警戒してください。</p> <p>(追加)</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高____m・弥富市 標高____m・飛島村 標高____m 半田市 標高____m・常滑市 標高____m・東海市 標高____m 知多市 標高____m・東浦町 標高____m・南知多町 標高____m 美浜町(伊勢湾) 標高____m・美浜町(知多湾) 標高____m 武豊町 標高____m・西尾市 標高____m・碧南市 標高____m 刈谷市 標高____m・高浜市 標高____m・豊橋市(三河湾) 標高____m 豊橋市(外海) 標高____m・豊川市 標高____m・蒲郡市 標高____m 田原市(三河湾) 標高____m・田原市(外海) 標高____m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p> <p>情報</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受報日時</td><td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td><td> </td> </tr> <tr> <td>時 分</td><td> </td> </tr> </table>	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町											武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市												受報日時	受報者	月 日		時 分		<p>高潮水防警報 第__号 (準備・出勤・情報) ※○で囲む</p> <p>令和__年__月__日__時__分 愛知県〇〇建設事務所</p> <p>高潮水防警報発表市町村 (○を付した市町村) 愛知県建設局河川課</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>名古屋市</td><td>弥富市</td><td>飛島村</td><td>半田市</td><td>常滑市</td><td>東海市</td><td>知多市</td><td>東浦町</td><td>南知多町</td><td>美浜町</td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>武豊町</td><td>西尾市</td><td>碧南市</td><td>刈谷市</td><td>高浜市</td><td>豊橋市</td><td>豊川市</td><td>蒲郡市</td><td>田原市</td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p>※○を付す</p> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、上記地域のレベル2高潮注意報を発表しました。</p> <p>__月__日__時__分、上記地域の潮位が6時間後までに準備基準に達すると見込まれます。</p> <p>準備</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高____m・弥富市 標高____m・飛島村 標高____m 半田市 標高____m・常滑市 標高____m・東海市 標高____m 知多市 標高____m・東浦町 標高____m・南知多町 標高____m 美浜町(伊勢湾) 標高____m・美浜町(知多湾) 標高____m 武豊町 標高____m・西尾市 標高____m・碧南市 標高____m 刈谷市 標高____m・高浜市 標高____m・豊橋市(三河湾) 標高____m 豊橋市(外海) 標高____m・豊川市 標高____m・蒲郡市 標高____m 田原市(三河湾) 標高____m・田原市(外海) 標高____m</p> <p>水防の準備に入り、厳重に警戒してください。</p> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、上記地域のレベル4高潮危険警報を発表しました。</p> <p>各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。</p> <p>名古屋市 標高____m・弥富市 標高____m・飛島村 標高____m 半田市 標高____m・常滑市 標高____m・東海市 標高____m 知多市 標高____m・東浦町 標高____m・南知多町 標高____m 美浜町(伊勢湾) 標高____m・美浜町(知多湾) 標高____m 武豊町 標高____m・西尾市 標高____m・碧南市 標高____m 刈谷市 標高____m・高浜市 標高____m・豊橋市(三河湾) 標高____m 豊橋市(外海) 標高____m・豊川市 標高____m・蒲郡市 標高____m 田原市(三河湾) 標高____m・田原市(外海) 標高____m</p> <p>海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。</p> <p>情報</p> <table border="1" style="width:100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>受報日時</td><td>受報者</td> </tr> <tr> <td>月 日</td><td> </td> </tr> <tr> <td>時 分</td><td> </td> </tr> </table>	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町											武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市												受報日時	受報者	月 日		時 分		<p>防災気象情報の変更及び変更後も引き続き旧高潮注意報の基準潮位予測によって水防警報を發表することによる修正</p>
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																																																																						
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																																																																							
受報日時	受報者																																																																																														
月 日																																																																																															
時 分																																																																																															
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																																																																						
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																																																																							
受報日時	受報者																																																																																														
月 日																																																																																															
時 分																																																																																															

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																																																								
173	<p style="text-align: center;">高潮水防警報 第__号 (解除)</p> <p>令和__年__月__日__時__分</p> <p style="text-align: right;">愛知県〇〇建設事務所長発表 (追加)</p> <p>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分 下記地域の高潮 (注意報・警報) を解除しました。</p> <p>(○を付した市町村)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>名古屋市</td><td>弥富市</td><td>飛島村</td><td>半田市</td><td>常滑市</td><td>東海市</td><td>知多市</td><td>東浦町</td><td>南知多町</td><td>美浜町</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td><td>西尾市</td><td>碧南市</td><td>刈谷市</td><td>高浜市</td><td>豊橋市</td><td>豊川市</td><td>蒲郡市</td><td>田原市</td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※管内全ての市町村に送付しています。</p> <p>したがって、上記地域の高潮水防警報 (準備)・(出勤) を角半廃止します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>受報日時</th><th>受報者</th> </tr> <tr> <td>月 日</td><td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td><td></td> </tr> </table>	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市		受報日時	受報者	月 日		時 分		<p style="text-align: center;">高潮水防警報 第__号 (解除)</p> <p>令和__年__月__日__時__分</p> <p style="text-align: right;">愛知県〇〇建設事務所 愛知県建設局河川課</p> <p>※○を付す</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル2高潮注意報を解除しました。</td> </tr> <tr> <td>__月__日__時__分、下記地域の潮位が準備基準を下回りました。</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル4高潮危険警報を解除しました。</td> </tr> </table> <p>(○を付した市町村)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>名古屋市</td><td>弥富市</td><td>飛島村</td><td>半田市</td><td>常滑市</td><td>東海市</td><td>知多市</td><td>東浦町</td><td>南知多町</td><td>美浜町</td> </tr> <tr> <td>武豊町</td><td>西尾市</td><td>碧南市</td><td>刈谷市</td><td>高浜市</td><td>豊橋市</td><td>豊川市</td><td>蒲郡市</td><td>田原市</td><td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※管内全ての市町村に送付しています。</p> <p>したがって、上記地域の高潮水防警報 (準備)・(出勤) を角半廃止します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>受報日時</th><th>受報者</th> </tr> <tr> <td>月 日</td><td></td> </tr> <tr> <td>時 分</td><td></td> </tr> </table>	名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル2高潮注意報を解除しました。	__月__日__時__分、下記地域の潮位が準備基準を下回りました。	名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル4高潮危険警報を解除しました。	名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市		受報日時	受報者	月 日		時 分		<p>防災気象情報の変更及び変更後も引き続き旧高潮注意報の基準潮位予測によって水防警報を発表することによる修正</p>
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																																	
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																																		
受報日時	受報者																																																									
月 日																																																										
時 分																																																										
名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル2高潮注意報を解除しました。																																																										
__月__日__時__分、下記地域の潮位が準備基準を下回りました。																																																										
名古屋地方気象台は、__月__日__時__分、下記地域のレベル4高潮危険警報を解除しました。																																																										
名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町																																																	
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市																																																		
受報日時	受報者																																																									
月 日																																																										
時 分																																																										
	第八章 洪水予報	第八章 洪水予報																																																								
177	<p>第一節 意義</p> <p>あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。</p>	<p>第一節 意義</p> <p>あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。</p>	<p>法改正を踏まえた修正</p>																																																							

		変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)							
		(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)						(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項・第4項)							
		第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域 (略)						第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域 (略)							
		第三節 洪水予報に関する基準地点						第三節 洪水予報に関する基準地点							
177		1 国土交通大臣が指定した河川						1 国土交通大臣が指定した河川							
河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難 判断水位 m	氾濫 危険水位 m	(追加)	河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難 判断水位 m	氾濫 危険水位 m	氾濫 発生水位 m
木曽川	犬山	愛知県犬山市栗栖 (左岸 59.7k)						木曽川	犬山	愛知県犬山市栗栖 (左岸 59.7k)					
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町 柳原町 (右岸 40.2k)	5.80 7.60	9.20 10.40	11.60 13.40	12.20 13.60	(追加)		笠松	岐阜県羽島郡笠松町 柳原町 (右岸 40.2k)	5.80 7.60	9.20 10.40	11.60 13.40	12.20 13.60	12.47 14.63
	木曽成戸	岐阜県海津市海津町 成戸 (右岸 24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90			木曽成戸	岐阜県海津市海津町 成戸 (右岸 24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90	11.10
長良川	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸 (左岸 25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00	(追加)	長良川	長良成戸	岐阜県海津市 海津町成戸 (左岸 25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00	9.20
庄内川	志段味	愛知県名古屋市中区 中志段味 (左岸 32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40		庄内川	志段味	愛知県名古屋市中区 中志段味 (左岸 32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40	7.24
	枇杷島	愛知県清須市西枇杷 島町小田井 (右岸 15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90	(追加)		枇杷島	愛知県清須市西枇杷 島町小田井 (右岸 15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90	10.41
矢田川	瀬古	愛知県名古屋市 守山区川西 (右岸 3.6k)	2.80	3.30	5.20	5.50	(追加)	矢田川	瀬古	愛知県名古屋市 守山区川西 (右岸 3.6k)	2.80	3.30	5.20	5.50	6.11
矢作川	高橋	愛知県豊田市中島町 (右岸 40.4k)						矢作川	高橋	愛知県豊田市中島町 (右岸 40.4k)					
	岩津	愛知県岡崎市 西藏前町 (左岸 29.2k)	1.00 4.00	2.70 4.90	5.90 7.80	6.80 8.50	(追加)		岩津	愛知県岡崎市 西藏前町 (左岸 29.2k)	1.00 4.00	2.70 4.90	5.90 7.80	6.80 8.50	8.28 10.31
	米津	愛知県西尾市米津町 (右岸 9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30			米津	愛知県西尾市米津町 (右岸 9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30	11.34
豊川	石田	愛知県新城市庭野 (左岸 27.6k)	2.40	4.20	6.20	7.40		豊川	石田	愛知県新城市庭野 (左岸 27.6k)	2.40	4.20	6.20	7.40	8.20
	当古	愛知県豊川市当古町 (右岸 13.2k)	3.30	4.70	6.20	7.10	(追加)		当古	愛知県豊川市当古町 (右岸 13.2k)	3.30	4.70	6.20	7.10	8.54

法改正を踏まえ新たに氾濫発生水位を設定したことに
よる追加

変更前 (2025 年度)								変更後 (2026 年度)								
豊川放水路	放水路第一	愛知県豊川市柑子町(右岸 6.6k)	5.00	7.00	9.10	9.10	(追加)	豊川放水路	放水路第一	愛知県豊川市柑子町(右岸 6.6k)	5.00	7.00	9.10	9.10	11.75	
177	2 知事が指定した河川								2 知事が指定した河川							
	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	(追加)	河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫発生水位 m
	新川	水場川外水位	清須市阿原町(右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20	(追加)	新川	水場川外水位	清須市阿原町(右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20	6.20
	天白川	天白川	名古屋市中江二丁目(右岸7.37km付近)	3.20	4.30	5.35	6.50	(追加)	天白川	天白川	名古屋市中江二丁目(右岸7.37km付近)	3.20	4.30	5.35	6.50	8.20
	日光川	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地(左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30	2.90	3.50	(追加)	日光川	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地(左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30	2.90	3.50	3.70
		古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先(左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	1.80	2.00	(追加)		古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先(左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	1.80	2.00	3.20
	境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2(河口から7.33km)	3.10	3.85	4.65	5.20	(追加)	境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2(河口から7.33km)	3.10	3.85	4.65	5.20	7.10
	逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1(河口から8.45km)	2.70	3.35	4.00	4.80	(追加)	逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1(河口から8.45km)	2.70	3.35	4.00	4.80	6.00

法改正を踏まえ新たに氾濫発生水位を設定したことによる追加

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																																				
179	<p>第四節 洪水予報の種類等と発表基準</p> <p>1 木曾川、長良川、庄内川※)、矢作川、豊川及び豊川放水路</p> <p>※) 庄内川と矢田川の洪水予報は、[庄内川洪水予報]の名称により一体で運用されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>「<u>氾濫発生情報</u>」 【警戒レベル 5 相当情報 (洪水)】</td> <td>・ 氾濫が発生したとき (追加) ・ 氾濫が継続しているとき (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「<u>氾濫危険情報</u>」 【警戒レベル 4 相当情報 (洪水)】</td> <td>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「<u>氾濫警戒情報</u>」 【警戒レベル 3 相当情報 (洪水)】</td> <td>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>氾濫危険情報</u>を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」</td> <td>「<u>氾濫注意情報</u>」 【警戒レベル 2 相当情報 (洪水)】</td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報 (警報解除)」</td> <td>「<u>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</u>」</td> <td>・ <u>氾濫危険情報</u>又は<u>氾濫警戒情報</u>を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>氾濫警戒情報</u>発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報解除」</td> <td>「<u>氾濫注意情報解除</u>」</td> <td>・ <u>氾濫発生情報</u>、<u>氾濫危険情報</u>、<u>氾濫警戒情報</u>又は<u>氾濫注意情報</u>を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」 【警戒レベル 5 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫が発生したとき (追加) ・ 氾濫が継続しているとき (追加)		「 <u>氾濫危険情報</u> 」 【警戒レベル 4 相当情報 (洪水)】	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき		「 <u>氾濫警戒情報</u> 」 【警戒レベル 3 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>氾濫危険情報</u> を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「 <u>氾濫注意情報</u> 」 【警戒レベル 2 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき	「洪水注意報 (警報解除)」	「 <u>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</u> 」	・ <u>氾濫危険情報</u> 又は <u>氾濫警戒情報</u> を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>氾濫警戒情報</u> 発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)	「洪水注意報解除」	「 <u>氾濫注意情報解除</u> 」	・ <u>氾濫発生情報</u> 、 <u>氾濫危険情報</u> 、 <u>氾濫警戒情報</u> 又は <u>氾濫注意情報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>第四節 洪水予報の情報名と発表基準</p> <p>1 木曾川、長良川、庄内川※)、矢作川、豊川及び豊川放水路</p> <p>※) 庄内川と矢田川の洪水予報は、[庄内川洪水予報]の名称により一体で運用されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>レベル 5 氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報)</u></td> <td>・ 氾濫が発生したとき ・ <u>氾濫発生水位に到達したとき</u> ・ 氾濫が継続しているとき ※<u>レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表</u></td> </tr> <tr> <td><u>レベル 4 氾濫危険警報 (警戒レベル 4 相当情報)</u></td> <td>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報)</u></td> <td>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td><u>レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 情報)</u></td> <td>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td><u>レベル 2 氾濫注意報 (警報解除)</u></td> <td>・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>又は<u>レベル 3 氾濫警報</u>を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>レベル 3 氾濫警報</u>発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)</td> </tr> <tr> <td><u>レベル 2 氾濫注意報解除</u></td> <td><u>レベル 5 氾濫発生情報</u>、<u>レベル 4 氾濫危険警報</u>、<u>レベル 3 氾濫警報</u>又は<u>レベル 2 氾濫注意報</u>を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	発表基準	<u>レベル 5 氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報)</u>	・ 氾濫が発生したとき ・ <u>氾濫発生水位に到達したとき</u> ・ 氾濫が継続しているとき ※ <u>レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表</u>	<u>レベル 4 氾濫危険警報 (警戒レベル 4 相当情報)</u>	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	<u>レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報)</u>	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	<u>レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 情報)</u>	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき	<u>レベル 2 氾濫注意報 (警報解除)</u>	・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 又は <u>レベル 3 氾濫警報</u> を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>レベル 3 氾濫警報</u> 発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)	<u>レベル 2 氾濫注意報解除</u>	<u>レベル 5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル 3 氾濫警報</u> 又は <u>レベル 2 氾濫注意報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	<p>防災気象情報変更を踏まえた修正</p>
種類	情報名	発表基準																																				
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「 <u>氾濫発生情報</u> 」 【警戒レベル 5 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫が発生したとき (追加) ・ 氾濫が継続しているとき (追加)																																				
	「 <u>氾濫危険情報</u> 」 【警戒レベル 4 相当情報 (洪水)】	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																				
	「 <u>氾濫警戒情報</u> 」 【警戒レベル 3 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>氾濫危険情報</u> を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																				
「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「 <u>氾濫注意情報</u> 」 【警戒レベル 2 相当情報 (洪水)】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																				
「洪水注意報 (警報解除)」	「 <u>氾濫注意情報 (警戒情報解除)</u> 」	・ <u>氾濫危険情報</u> 又は <u>氾濫警戒情報</u> を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>氾濫警戒情報</u> 発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)																																				
「洪水注意報解除」	「 <u>氾濫注意情報解除</u> 」	・ <u>氾濫発生情報</u> 、 <u>氾濫危険情報</u> 、 <u>氾濫警戒情報</u> 又は <u>氾濫注意情報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																				
情報名	発表基準																																					
<u>レベル 5 氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報)</u>	・ 氾濫が発生したとき ・ <u>氾濫発生水位に到達したとき</u> ・ 氾濫が継続しているとき ※ <u>レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表</u>																																					
<u>レベル 4 氾濫危険警報 (警戒レベル 4 相当情報)</u>	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																					
<u>レベル 3 氾濫警報 (警戒レベル 3 相当情報)</u>	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																					
<u>レベル 2 氾濫注意報 (警戒レベル 2 情報)</u>	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																					
<u>レベル 2 氾濫注意報 (警報解除)</u>	・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 又は <u>レベル 3 氾濫警報</u> を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>レベル 3 氾濫警報</u> 発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)																																					
<u>レベル 2 氾濫注意報解除</u>	<u>レベル 5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル 3 氾濫警報</u> 又は <u>レベル 2 氾濫注意報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																																					
	<p>注 1 : 予報区域に複数の基準観測所がある場合 (木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路) は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表 (切替を含む。) を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、<u>種類及び</u>情報名を選定するものとする。</p>	<p>注 1 : 予報区域に複数の基準観測所がある場合 (木曾川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路) は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表 (切替を含む。) を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、<u>(削除)</u> 情報名を選定するものとする。</p>																																				

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)				
180	注 2 : (略) 注 3 : 国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、 <u>氾濫発生情報</u> 、 <u>氾濫危険情報</u> 又は <u>氾濫警戒情報</u> の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている <u>大雨特別警報</u> の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。	注 2 : (略) 注 3 : 国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、 <u>レベル 5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 又は <u>レベル 3 氾濫警報</u> の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている <u>レベル 5 大雨特別警報</u> の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。	防災気象情報変更を踏まえた修正			
	2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川			2 新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川		
	種類	情報名		発表基準	情報名	発表基準
	「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル 5 相当情報 (洪水)】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき <u>(追加)</u> ・ 氾濫が継続しているとき <u>(追加)</u> 	<u>レベル 5 氾濫発生情報</u> <u>(警戒レベル 5 相当情報)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ <u>氾濫発生水位に到達したとき</u> ・ 氾濫が継続しているとき ※<u>レベル 5 氾濫特別警報と一体的に発表</u>
		「氾濫危険情報」 【警戒レベル 4 相当情報 (洪水)】		<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	<u>レベル 4 氾濫危険警報</u> <u>(警戒レベル 4 相当情報)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル 3 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>氾濫危険情報</u>を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) 	<u>レベル 3 氾濫警報</u> <u>(警戒レベル 3 相当情報)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く) 		
	「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル 2 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	<u>レベル 2 氾濫注意報</u> <u>(警戒レベル 2 情報)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	
	「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>又は<u>レベル 3 氾濫警報</u>を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>氾濫警戒情報</u>発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く) 	<u>レベル 2 氾濫注意報</u> <u>(警報解除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レベル 4 氾濫危険警報</u>又は<u>レベル 3 氾濫警報</u>を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ <u>レベル 3 氾濫警報</u>発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く) 	
	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫発生情報</u>、<u>氾濫危険情報</u>、<u>氾濫警戒情報</u>又は<u>氾濫注意情報</u>を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき 	<u>レベル 5 氾濫発生情報</u> 、 <u>レベル 4 氾濫危険警報</u> 、 <u>レベル 3 氾濫警報</u> 又は <u>レベル 2 氾濫注意報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき		
	注 1 : 予報区域に複数の基準観測所がある場合 (日光川及び境川・逢妻川) は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表 (切替を含む。) を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、	注 1 : 予報区域に複数の基準観測所がある場合 (日光川及び境川・逢妻川) は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表 (切替を含む。) を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、				

	変更前（2025 年度）	変更後（2026 年度）	
	<u>種類及び</u> 情報名を選定するものとする。 注 2（略）	<u>(削除)</u> 情報名を選定するものとする。 注 2（略）	
	第五節 洪水予報伝達系統（略）	第五節 洪水予報伝達系統（略）	
	第六節 洪水予報発表文例	第六節 洪水予報発表文例	

愛知県天白川水系 天白川氾濫注意情報

愛知県天白川水系 天白川洪水予報 第1号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し)
【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県天白川水系 天白川では、氾濫注意水位に到達し、今後は水位はさらに上昇する見込み

(主 文)
【警戒レベル2相当】天白川の天白川水位観測所(名古屋市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後は、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)
所により1時間に〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
天白川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)
愛知県天白川水系 天白川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
天白川水位観測所(名古屋市)	00日00時00分の状況	xxx.x				
	00日01時00分の予測	xxx.x				
	00日02時00分の予測	xxx.x				

水位のグラフは各水位間を接続したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を併記しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)
(参考資料)

観測所名	天白川水位観測所	
レベル4水位 氾濫危険水位	6.50	
レベル3水位 避難判断水位	5.35	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.30	
レベル1水位 水防団待機水位	3.20	

受け持ち区画
左岸 名古屋市緑区、名古屋市天白区、東海市
右岸 名古屋市瑞穂区、名古屋市東区、名古屋市天白区

氾濫が発生した場合の浸水想定区域
愛知県名古屋瑞穂区-愛知県名古屋南区-愛知県名古屋東区-愛知県名古屋天白区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区画内の第1危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

愛知県川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	携帯電話・スマホから https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/
------------------------	--	--

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-5125

防災気象
情報変更
を踏まえ
た修正

愛知県天白川水系 天白川レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 情報)

愛知県天白川水系 天白川洪水予報 第1号
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し)
愛知県天白川水系天白川では、氾濫注意水位に到達し、今後は、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)
【警戒レベル2】天白川の天白川基準観測所(名古屋市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後は、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(警戒レベル2相当情報等早見表)

愛知県天白川水系 天白川レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 情報)	
新着・更新	新着
基準観測所名	天白川
警戒レベル()相当	2
水位	現況
又は	予測
流量	2 (レベル2水位超過)
新着	名古屋市

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区画内の基準観測所の受け持ち区画ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について(防災用語ウェブサイト：早見表)
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/?term=key%3Dthayamiyho>

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2
1	警戒レベル1未満

(雨量)
多いところでは1時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
天白川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日00時00分	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
天白川(名古屋市)	氾濫発生水位 6.20	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
	氾濫危険水位 6.50 m							
	避難判断水位 5.35 m							
	氾濫注意水位 4.30 m							
	水防団待機水位 3.20 m							

ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kb_sensu.html#reference.html

(参考)
(受け持ち区画)
基準観測所 天白川水位観測所 名古屋市
受け持ち区画 左岸 名古屋市緑区、名古屋市天白区、東海市
右岸 名古屋市瑞穂区、名古屋市東区、名古屋市天白区

〇雨の情報を知りたい方はこちら
今後の雨(解析雨量・降水短時間予報) <https://www.jma.go.jp/bosa/haikotan/#zoom=8/lat35.108611/lon136.9491867/colordata=normal/elementasinc&salnc>

〇洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら
川の防災情報 洪水予報画面 <https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rvrvtype=10&wcd=8528200100>

〇河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら
水害リスクライン <https://fr.river.go.jp/TopView/Main?heads&areaCd=85>

〇氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら
浸水ナビ <https://suiboumao.go.jp/ShimuiMap/Map/?x=136.9491867&y=35.10861118&z=13>



今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面



水害リスクライン



浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 名古屋地方予報課 電話：03-5422-1018

愛知県境川水系 境川・逢妻川氾濫注意情報

(見出し) **【警戒レベル2相当情報【洪水】】愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文) **【警戒レベル2相当】境川の泉田水位観測所(刈谷市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。**

(雨量) **【警戒レベル2相当】逢妻川のツツ木逢妻川水位観測所(刈谷市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。**

(水位)

愛知県境川水系 境川・逢妻川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			
	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
泉田水位観測所(刈谷市)	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分
ツツ木逢妻川水位観測所(刈谷市)	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分	〇〇〇分

水位のグラフは各水位間を接続したものです。水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を接続しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大となります。

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	泉田水位観測所 刈谷市	ツツ木逢妻川水位観測所 刈谷市
レベル5水位 氾濫危険水位*	5.20	4.80
レベル4水位 避難判断水位*	4.65	4.00
レベル3水位 氾濫注意水位	3.85	3.35
レベル2水位 水防団待機水位	3.10	2.70

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区画内の第1位危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態。避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話・スマホから
愛知県境川の防災情報 気象庁ホームページ	https://www.kasen-aichi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https://www.kasen-aichi.jp/fp/ https://www.kasen-aichi.jp/sp/

問い合わせ先
水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227
気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 電話：052-751-5125

愛知県境川水系 境川・逢妻川レベル2 氾濫注意情報 (警戒レベル2 情報)

(見出し) **愛知県境川水系 境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文) **【警戒レベル2】逢妻川のツツ木逢妻川水位観測所(刈谷市)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。**

(警戒レベル相当情報等早見表)

観測所名	境川	逢妻川
警戒レベル5	5.20	4.80
警戒レベル4	4.65	4.00
警戒レベル3	3.85	3.35
警戒レベル2	3.10	2.70

(雨量)

(水位)

(水位または流量)

・ゼロ点に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_spends/html/reference.html

(参考)

(受け持ち区画)

受け持ち区画

観測所	境川	逢妻川
受け持ち区画	左岸 刈谷市 右岸 豊明市、大府市、東浦町	左岸 知立市、刈谷市 右岸 豊田市、知立市、刈谷市

口元の情報を知りたい方はこちら
今後の雨(総雨量、降水短時間予報) https://www.jma.go.jp/bosai/keikotan/Room8/Act35_108611/fp/138949767/colordepth/normal/sitema/sima/sima/forecast/

口洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら
川の防災情報 洪水予報 <https://www.river.go.jp/kawabou/po/nw/vp/106/wcd/8528200100/>

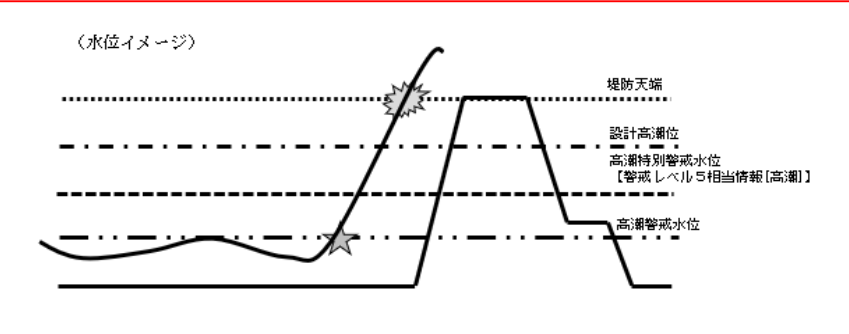
口河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら
水害リスクライン <https://rl.river.go.jp/TopViewMain?header=&area=85>

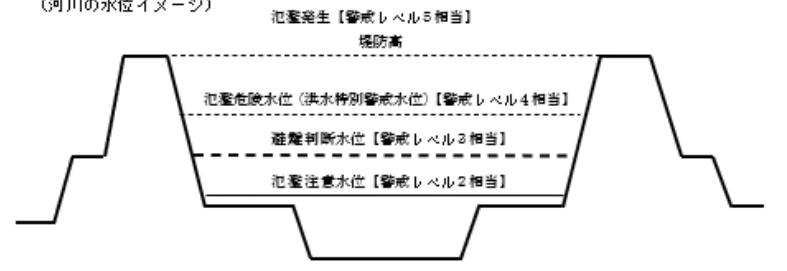
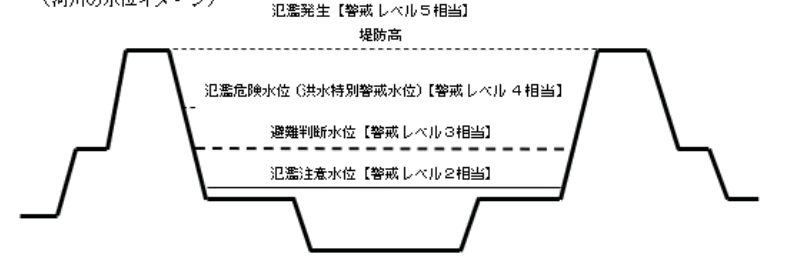
口氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら
浸水ナビ <https://shimubo.es.go.jp/Shimui/Map/Map/?w=138949767&e=35.108611&h=13>

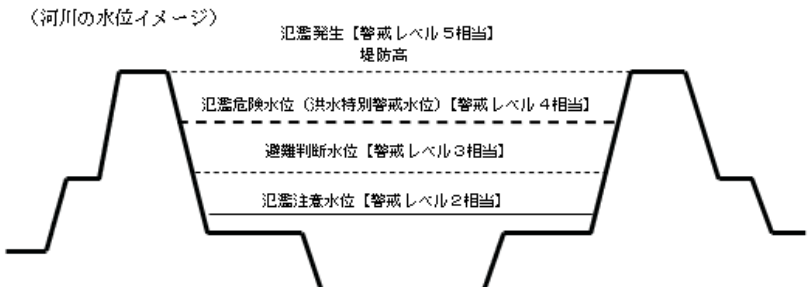

今後の雨(総雨量、降水短時間予報) 川の防災情報 洪水予報 水害リスクライン 浸水ナビ

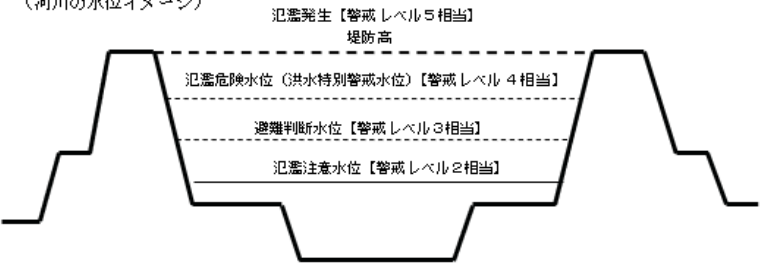
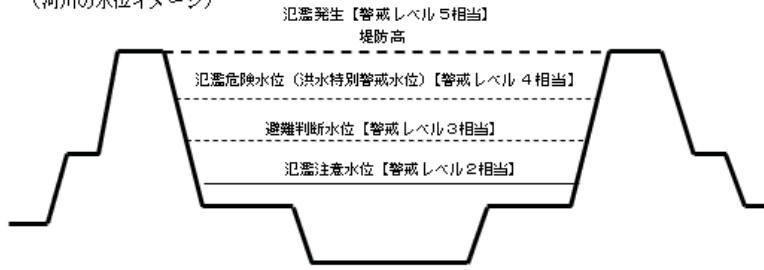
問い合わせ先
水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

		変更前 (2025 年度)						変更後 (2026 年度)																																																																																												
		第九章 水位情報の周知						第九章 水位情報の周知																																																																																												
		第一節 意義 (略)						第一節 意義 (略)																																																																																												
		第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域 (略)						第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域 (略)																																																																																												
195	第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 1 知事が指定した河川 (1) 基準観測所の基準水位	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機 (通報)</th> <th>氾濫 注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫 危険 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川 (左岸6.95km付近)</td> <td>T. P. (3. 25)</td> <td>T. P. (3. 80)</td> <td>T. P. (4. 15)</td> <td>T. P. 4. 35</td> <td>T. P. 4. 65</td> <td>知立 建設 事務所 所長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川 (左岸6.95km付近)	T. P. (3. 25)	T. P. (3. 80)	T. P. (4. 15)	T. P. 4. 35	T. P. 4. 65	知立 建設 事務所 所長	(略)								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機 (通報)</th> <th>氾濫 注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫 危険 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川 (左岸7.40km付近)</td> <td>T. P. (3. 25)</td> <td>T. P. (3. 80)</td> <td>T. P. (4. 15)</td> <td>T. P. 4. 35</td> <td>T. P. 4. 65</td> <td>知立 建設 事務所 所長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川 (左岸7.40km付近)	T. P. (3. 25)	T. P. (3. 80)	T. P. (4. 15)	T. P. 4. 35	T. P. 4. 65	知立 建設 事務所 所長	(略)								観測所の 移設に伴 う修正												
		河川名	観測所名	基準水位 (m)						発表者																																																																																										
水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)			出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)																																																																																														
(略)																																																																																																				
猿渡川	猿渡川 (左岸6.95km付近)	T. P. (3. 25)	T. P. (3. 80)	T. P. (4. 15)	T. P. 4. 35	T. P. 4. 65	知立 建設 事務所 所長																																																																																													
(略)																																																																																																				
河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者																																																																																													
		水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)																																																																																														
(略)																																																																																																				
猿渡川	猿渡川 (左岸7.40km付近)	T. P. (3. 25)	T. P. (3. 80)	T. P. (4. 15)	T. P. 4. 35	T. P. 4. 65	知立 建設 事務所 所長																																																																																													
(略)																																																																																																				
197	(2) 基準水位の読替え表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機 (通報)</th> <th>氾濫 注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫 危険 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">猿渡川</td> <td>猿渡川</td> <td>3. 25</td> <td>3. 80</td> <td>4. 15</td> <td>4. 35</td> <td>4. 65</td> <td rowspan="2">知立 建設 事務所 所長</td> </tr> <tr> <td>六反橋 (90)</td> <td>-2. 65</td> <td>-2. 10</td> <td>-1. 75</td> <td>-1. 55</td> <td>-1. 25</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川	3. 25	3. 80	4. 15	4. 35	4. 65	知立 建設 事務所 所長	六反橋 (90)	-2. 65	-2. 10	-1. 75	-1. 55	-1. 25	(略)								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機 (通報)</th> <th>氾濫 注意 (警戒)</th> <th>出 動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫 危険 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">猿渡川</td> <td>猿渡川</td> <td>3. 25</td> <td>3. 80</td> <td>4. 15</td> <td>4. 35</td> <td>4. 65</td> <td rowspan="2">知立 建設 事務所 所長</td> </tr> <tr> <td>六反橋 (90)</td> <td>-2. 90</td> <td>-2. 35</td> <td>-2. 00</td> <td>-1. 80</td> <td>-1. 50</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者	水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)	(略)								猿渡川	猿渡川	3. 25	3. 80	4. 15	4. 35	4. 65	知立 建設 事務所 所長	六反橋 (90)	-2. 90	-2. 35	-2. 00	-1. 80	-1. 50	(略)								観測所の 移設に伴 う修正
河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者																																																																																													
		水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)																																																																																														
(略)																																																																																																				
猿渡川	猿渡川	3. 25	3. 80	4. 15	4. 35	4. 65	知立 建設 事務所 所長																																																																																													
	六反橋 (90)	-2. 65	-2. 10	-1. 75	-1. 55	-1. 25																																																																																														
(略)																																																																																																				
河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者																																																																																													
		水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	出 動	避難判断	氾濫 危険 (洪水特 別警戒)																																																																																														
(略)																																																																																																				
猿渡川	猿渡川	3. 25	3. 80	4. 15	4. 35	4. 65	知立 建設 事務所 所長																																																																																													
	六反橋 (90)	-2. 90	-2. 35	-2. 00	-1. 80	-1. 50																																																																																														
(略)																																																																																																				
198	2 市町村長が指定した公共下水道等 (略)	2 市町村長が指定した公共下水道等 (略)						2 市町村長が指定した公共下水道等 (略)																																																																																												
	3 知事が指定した海岸	3 知事が指定した海岸						3 知事が指定した海岸																																																																																												

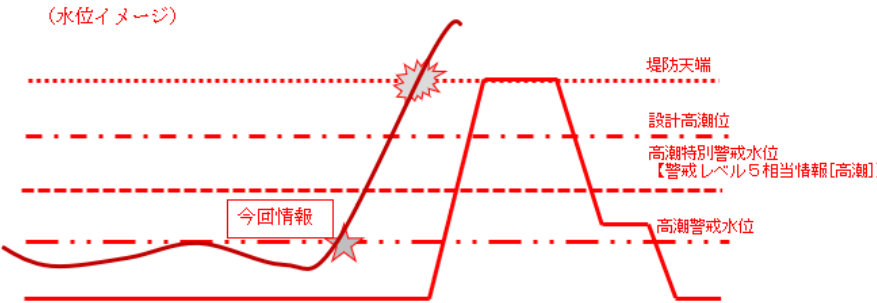
	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																	
198	(1) 高潮特別警戒水位 <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>基準水位 (m)</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>天白川河口</td> <td>TP<u>2.30</u></td> <td>河川課長</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者	三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP <u>2.30</u>	河川課長	(1) 高潮特別警戒水位 <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>基準水位 (m)</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>天白川河口</td> <td>TP<u>2.80</u></td> <td>河川課長</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者	三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP <u>2.80</u>	河川課長	設定水位見直しに伴う修正 防災気象情報の見直しにより気象台が新たにレベル5相当情報であるレベル5高潮特別警戒を発表することとなり、市町村ごとにリードタイムをとって予警戒を発表することから、レベル5相当情報の前段で参考情報として通知する高潮警戒情報は廃止するもの。
	海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者															
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP <u>2.30</u>	河川課長																
海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者																
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP <u>2.80</u>	河川課長																
198	(2) 高潮警戒水位※ <table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>観測所名</th> <th>基準水位 (m)</th> <th>発表者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三河湾・伊勢湾沿岸</td> <td>一色</td> <td>TP<u>1.90</u></td> <td>河川課長</td> </tr> </tbody> </table> ※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位。(参考情報)	海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者	三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP <u>1.90</u>	河川課長	(削除)									
海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者																
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP <u>1.90</u>	河川課長																
198	高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ (略) (高潮警戒水位) 	高潮特別警戒水位 (削除) のイメージ (略) (削除)																	
	第四節 水位情報伝達系統 (略)	第四節 水位情報伝達系統 (略)																	

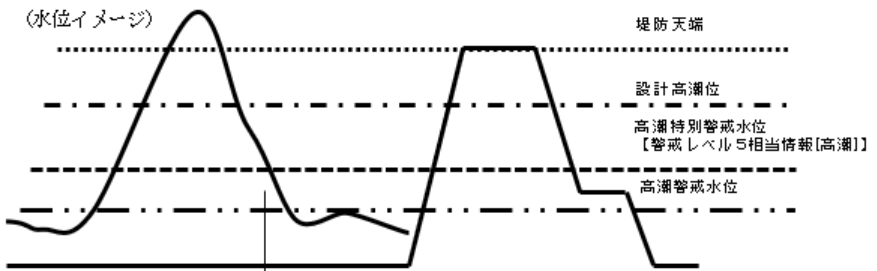
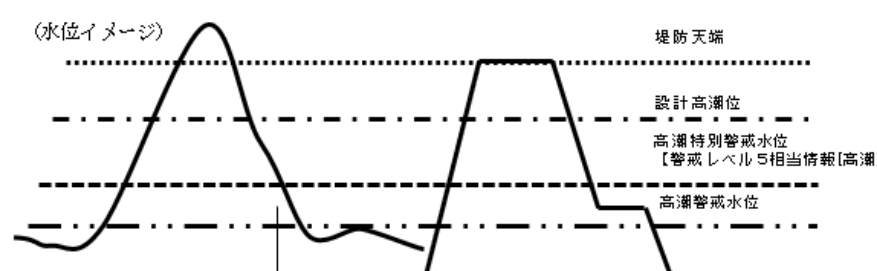
	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
208	<p>第五節 水位情報等発表文例</p> <p>○級○○川水系○○川 (追加) 避難判断水位到達情報</p> <p style="text-align: right;">令和○年○月○日○時○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○.○mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難指示の目安となる水位)</p> <p>避 難 判 断 水 位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>第五節 水位情報等発表文例</p> <p>○級○○川水系○○川 レベル3 避難判断水位到達情報</p> <p style="text-align: right;">令和○年○月○日○時○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○.○mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難指示の目安となる水位)</p> <p>避 難 判 断 水 位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>防災気象 情報変更 を踏まえ た修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
209	<p>〇級〇〇川水系〇〇川 (追加) 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 到達情報</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県〇〇建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル 4 相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇. 〇mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) 〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)</p> <p style="text-align: center;">堤 防 高 〇. 〇m</p> <p style="text-align: center;">氾 濫 危 険 水 位 (洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難指示の目安となる水位)</p> <p style="text-align: center;">避 難 判 断 水 位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇</p>	<p>〇級〇〇川水系〇〇川 レベル4 氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) 到達情報</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県〇〇建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル 4 相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇. 〇mに達しました。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) 〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)</p> <p style="text-align: center;">堤 防 高 〇. 〇m</p> <p style="text-align: center;">氾 濫 危 険 水 位 (洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 (避難指示の目安となる水位)</p> <p style="text-align: center;">避 難 判 断 水 位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>(河川の水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇</p>	<p>防災気象 情報変更 を踏まえ た修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
210	<p style="text-align: center;">○級○○川水系○○川 <u>追加</u> 氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right;">令和○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル 5 相当情報 [洪水]】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。 各地とも嚴重な警戒をしてください。</p> <p>（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>（参考） ○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○岸○k○○付近） 情報提供元 （愛知県・○○市町村）</p> <p>堤防高 ○. ○m</p> <p>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） ○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 （避難指示の目安となる水位）</p> <p>避難判断水位 ○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>（河川の水位イメージ）</p>  <p>（問い合わせ先） 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p style="text-align: center;">○級○○川水系○○川 <u>レベル5</u> 氾濫発生情報</p> <p style="text-align: right;">令和○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル 5 相当情報 [洪水]】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。 各地とも嚴重な警戒をしてください。</p> <p>（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。</p> <p>（参考） ○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○岸○k○○付近） 情報提供元 （愛知県・○○市町村）</p> <p>堤防高 ○. ○m</p> <p>氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位） ○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 （避難指示の目安となる水位） </p> <p>避難判断水位 ○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位</p> <p>（河川の水位イメージ）</p>  <p>（問い合わせ先） 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>防災気象 情報変更 を踏まえ た修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
211	<p>○級○○川水系○○川 <u>(追加)</u> 避難判断水位 (相当) 到達情報</p> <p>令和○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○危機管理型水位計で○.○mに達しました。この水位は、○○観測所 (欠測中) における避難判断水位○.○mに相当します。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです(「洪水予報の発表及び水位周知:河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)参照)。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所 (○○市○○町 ○岸○k○○付近) 【○○川 ○○危機管理型水位計 (○○市○○町 ○岸○k○○付近) ※欠測時の読替】</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 【○.○m】 (避難指示の目安となる水位)</p> <p>避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 【○.○m】</p> <p>(河川の水位イメージ)</p> <p>(間合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>○級○○川水系○○川 <u>レベル3</u> 避難判断水位 (相当) 到達情報</p> <p>令和○年○○月○○日○○時○○分 愛知県○○建設事務所</p> <p>【主文】 【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○危機管理型水位計で○.○mに達しました。この水位は、○○観測所 (欠測中) における避難判断水位○.○mに相当します。 各地とも厳重な警戒をしてください。</p> <p>(注)本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです(「洪水予報の発表及び水位周知:河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)参照)。</p> <p>(参考) ○○川 ○○観測所 (○○市○○町 ○岸○k○○付近) 【○○川 ○○危機管理型水位計 (○○市○○町 ○岸○k○○付近) ※欠測時の読替】</p> <p>堤 防 高 ○.○m</p> <p>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 【○.○m】 (避難指示の目安となる水位)</p> <p>避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 【○.○m】</p> <p>(河川の水位イメージ)</p> <p>(間合わせ先) 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○-○○○-○○○</p>	<p>防災気象 情報変更 を踏まえ た修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
215	<p style="text-align: center;">三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課</p> <p>【主文】 三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。 各地とも水位を注視し警戒をしてください。</p> <p>(注) 本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。</p> <p>(参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町)</p> <p style="text-align: center;">高潮警戒水位 TP1.90m</p> <p>(水位イメージ)</p>  <p>(問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>防災気象情報の見直しにより気象台が新たにレベル5相当情報であるレベル5高潮特別警戒を発表することとなり、市町村ごとにリードタイムをとって予警戒を発表することから、レベル5相当情報の前段で参考情報として通知する高潮警戒情報は廃止するもの。</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
216	<p>三河湾・伊勢湾沿岸 <u>(追加)</u> 高潮氾濫発生情報 <u>(警戒レベル 5 相当情報[高潮])</u> 解除</p> <p>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課</p> <p>【主文】 【警戒レベル 5 相当情報 [高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3m を下回りました。</p> <p>(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所 (東海市南柴田町)</p> <p>高潮特別警戒水位 TP2.30m</p>  <p>(水位イメージ) 堤防天端、設計高潮位、高潮特別警戒水位【警戒レベル 5 相当情報[高潮]】、高潮警戒水位</p> <p>【今回情報】 気象状況等から、今後、水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が、発生・拡大するおそれがないことを確認した場合</p> <p>(問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</p>	<p>三河湾・伊勢湾沿岸 <u>レベル 5</u> 高潮氾濫発生情報 <u>(削除)</u> 解除</p> <p>令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 愛知県建設局河川課</p> <p>【主文】 【警戒レベル 5 相当情報 [高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.80m を下回りました。</p> <p>(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。</p> <p>(参考) 三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所 (東海市南柴田町)</p> <p>高潮特別警戒水位 TP2.80m</p>  <p>(水位イメージ) 堤防天端、設計高潮位、高潮特別警戒水位【警戒レベル 5 相当情報[高潮]】、高潮警戒水位</p> <p>【今回情報】 気象状況等から、今後、水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が、発生・拡大するおそれがないことを確認した場合</p> <p>(問い合わせ先) 愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552</p>	<p>防災気象情報変更を踏まえた修正</p> <p>設定水位見直しに伴う修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																																																																																																	
	<p>第十章 水防活動</p> <p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p> <p>1 要領</p> <p>(1) 水防本部の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。<u>又</u>、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況を監視する。<u>一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」により</u>、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</p> <p>イ ～ カ (略)</p> <p>(2) 建設事務所の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報（追加）（以下「水位情報等」という。）を監視する。<u>また、一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」により、管内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</u></p> <p>イ ～ オ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 愛知県水防テレメータシステム</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成 (略)</p> <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>184</u> 局設置している。)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離</th> <th>所管</th> <th>所在地</th> <th>単位</th> <th>河床高</th> <th>0点高</th> <th>水防部 特種水位 (第一基準)</th> <th>注意注意 水位 (第二基準)</th> <th>出動水位 (第三基準)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>注意危険 水位 (危険水位)</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川</td> <td>高須</td> <td>2/600</td> <td>知立</td> <td>刈谷市高須町懸貝20番1地先</td> <td>TP</td> <td>-1.30</td> <td>0.00</td> <td>(1.30)</td> <td>(2.00)</td> <td>(2.50)</td> <td>-</td> <td>(3.40)</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td></td> <td>★猿渡川</td> <td><u>6.024</u></td> <td></td> <td>知立市</td> <td><u>三井町立野156</u>地先</td> <td>TP</td> <td><u>1.68</u></td> <td>0.00</td> <td>(3.25)</td> <td>(3.80)</td> <td>(4.15)</td> <td>★4.35</td> <td>★4.65</td> <td><u>3.63</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防部 特種水位 (第一基準)	注意注意 水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断 水位	注意危険 水位 (危険水位)	堤防高	70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00	71		★猿渡川	<u>6.024</u>		知立市	<u>三井町立野156</u> 地先	TP	<u>1.68</u>	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	<u>3.63</u>	<p>第十章 水防活動</p> <p>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</p> <p>1 要領</p> <p>(1) 水防本部の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。<u>また</u>、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況（<u>削除</u>）、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。</p> <p>イ ～ カ (略)</p> <p>(2) 建設事務所の事務</p> <p>ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報、<u>管内の危機管理型水位計の水位情報</u>（以下「水位情報等」という。）を監視する。<u>(削除)</u></p> <p>イ ～ オ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 愛知県水防テレメータシステム</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成 (略)</p> <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>186</u> 局設置している。)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>観測所名</th> <th>距離</th> <th>所管</th> <th>所在地</th> <th>単位</th> <th>河床高</th> <th>0点高</th> <th>水防部 特種水位 (第一基準)</th> <th>注意注意 水位 (第二基準)</th> <th>出動水位 (第三基準)</th> <th>避難判断 水位</th> <th>注意危険 水位 (危険水位)</th> <th>堤防高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70</td> <td>猿渡川</td> <td>猿渡川</td> <td>高須</td> <td>2/600</td> <td>知立</td> <td>刈谷市高須町懸貝20番1地先</td> <td>TP</td> <td>-1.30</td> <td>0.00</td> <td>(1.30)</td> <td>(2.00)</td> <td>(2.50)</td> <td>-</td> <td>(3.40)</td> <td>4.00</td> </tr> <tr> <td>71</td> <td></td> <td>★猿渡川</td> <td><u>7.010</u></td> <td></td> <td>知立市</td> <td><u>生田町立野100</u>地先</td> <td>TP</td> <td><u>1.25</u></td> <td>0.00</td> <td>(3.25)</td> <td>(3.80)</td> <td>(4.15)</td> <td>★4.35</td> <td>★4.65</td> <td><u>2.63</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防部 特種水位 (第一基準)	注意注意 水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断 水位	注意危険 水位 (危険水位)	堤防高	70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00	71		★猿渡川	<u>7.010</u>		知立市	<u>生田町立野100</u> 地先	TP	<u>1.25</u>	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	<u>2.63</u>	<p>ウェブサイト閉鎖に伴う修正</p> <p>ウェブサイト閉鎖に伴う修正</p> <p>増設による修正</p> <p>観測所移設に伴う修正</p>
No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防部 特種水位 (第一基準)	注意注意 水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断 水位	注意危険 水位 (危険水位)	堤防高																																																																																				
70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00																																																																																				
71		★猿渡川	<u>6.024</u>		知立市	<u>三井町立野156</u> 地先	TP	<u>1.68</u>	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	<u>3.63</u>																																																																																				
No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防部 特種水位 (第一基準)	注意注意 水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断 水位	注意危険 水位 (危険水位)	堤防高																																																																																				
70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00																																																																																				
71		★猿渡川	<u>7.010</u>		知立市	<u>生田町立野100</u> 地先	TP	<u>1.25</u>	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	<u>2.63</u>																																																																																				
219																																																																																																			
220																																																																																																			
226																																																																																																			

		変更前 (2025 年度)				変更後 (2026 年度)											
		183 (追加)			池尻川 (追加)	池尻川 (追加)	吹出橋 (追加)			184 (追加)			池尻川 新堀川	池尻川 新堀川	吹出橋 新堀橋		
		184			免々田川	免々田川	天神橋			186			免々田川	免々田川	天神橋		
		第二節 監視及び警戒とその措置 (略)				第二節 監視及び警戒とその措置 (略)											
		第三節 水防団等の出動 (略)				第三節 水防団等の出動 (略)											
263		第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作 (略) 1 (略) 2 排水ポンプ場 (1) ~ (5) (略) (6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則 (抜粋) (略) (用語の定義) 第 2 条 この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。 <u>十三</u> ~ <u>十五</u> (略) <u>十六</u> 洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。 イ ~ ニ (略) <u>(追加)</u> <u>ホ</u> (略) <u>十八</u> (略) <u>十九</u> 部長とは、愛知県建設部長をいう。 <u>二十</u> (略) (操作の目的) 第 4 条 機場の操作は、青木川、般若川及び昭和川の洪水の一部を木曾川へ排水することにより、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。 (略) (排水可能量) 第 7 条 放水路から木曾川への排水量は毎秒当たり <u>22.0</u> 立方メートルを超えないものとする。 (略) (15) ~ (17) (略) 3 (略)				第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作 (略) 1 (略) 2 排水ポンプ場 (1) ~ (5) (略) (6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則 (抜粋) (略) (用語の定義) 第 2 条 この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。 <u>十六</u> ~ <u>十八</u> (略) <u>十九</u> 洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。 イ ~ ニ (略) <u>ホ</u> 奈良子川水位が標高22.70メートルを超えたとき。 <u>ハ</u> (略) <u>二十一</u> (略) <u>二十二</u> 局長とは、愛知県建設局長をいう。 <u>二十三</u> (略) (操作の目的) 第 4 条 機場の操作は、青木川、般若川、昭和川及び奈良子川の洪水の一部を木曾川へ排水することにより、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。 (略) (排水可能量) 第 7 条 放水路から木曾川への排水量は毎秒当たり <u>25.0</u> 立方メートルを超えないものとする。 (略) (15) ~ (17) (略) 3 (略)				操作規則改正							
		第五節 水防作業 (略)				第五節 水防作業 (略)											

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																															
	第六節 避難 (略)	第六節 避難 (略)																															
	第七節 水防信号及び水防標識 (略)	第七節 水防信号及び水防標識 (略)																															
302	<p>第八節 <u>(追加)</u> 決壊等の通報並びに決壊後の処理 <u>(追加)</u></p>	<p>第八節 <u>氾濫、決壊等の通報並びにその後の処理</u></p> <p><u>1 氾濫等の通報 (法第24条の2)</u></p> <p><u>河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。</u></p> <p><u>通報を受けた知事 (当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣) は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 氾濫等の通報を行う河川又は海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等</u></p> <p><u>ア 河川管理者である国土交通大臣が行う通報に関するもの</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木曽川</td> <td>区域①</td> <td>左岸 43.2kpから64.5kpまで 右岸 43.4kpから61.2kpまで</td> </tr> <tr> <td>木曽川</td> <td>区域②</td> <td>左岸 22.9kpから43.2kpまで 右岸 24.4kpから43.4kpまで</td> </tr> <tr> <td>木曽川</td> <td>区域③</td> <td>左岸 愛西市給父町新田三百九十八番地先から海まで 右岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>長良川</td> <td>区域④</td> <td>左岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで 右岸 岐阜県海津市平田町勝賀字北三百二十四番二十一地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>区域⑤</td> <td>左右岸 18.0kpから43.2kpまで</td> </tr> <tr> <td>庄内川</td> <td>区域⑥</td> <td>左右岸 河口から18.0kpまで</td> </tr> <tr> <td>矢田川</td> <td>区域⑦</td> <td>左右岸 庄内川合流点から7.0kpまで</td> </tr> <tr> <td>矢作川</td> <td>区域⑧</td> <td>左岸 豊田市川田町二丁目二十九番地先から天神橋まで 右岸 豊田市荒井町松島三百二十一番四地先から天神橋まで</td> </tr> <tr> <td>矢作川</td> <td>区域⑨</td> <td>左岸 岡崎市岩津地区の天神橋から米津橋まで 右岸 豊田市宗定地区の天神橋から米津橋まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区 域		木曽川	区域①	左岸 43.2kpから64.5kpまで 右岸 43.4kpから61.2kpまで	木曽川	区域②	左岸 22.9kpから43.2kpまで 右岸 24.4kpから43.4kpまで	木曽川	区域③	左岸 愛西市給父町新田三百九十八番地先から海まで 右岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで	長良川	区域④	左岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで 右岸 岐阜県海津市平田町勝賀字北三百二十四番二十一地先から海まで	庄内川	区域⑤	左右岸 18.0kpから43.2kpまで	庄内川	区域⑥	左右岸 河口から18.0kpまで	矢田川	区域⑦	左右岸 庄内川合流点から7.0kpまで	矢作川	区域⑧	左岸 豊田市川田町二丁目二十九番地先から天神橋まで 右岸 豊田市荒井町松島三百二十一番四地先から天神橋まで	矢作川	区域⑨	左岸 岡崎市岩津地区の天神橋から米津橋まで 右岸 豊田市宗定地区の天神橋から米津橋まで	水防法改正 (氾濫通報制度新設) に伴う追加
河川名	区 域																																
木曽川	区域①	左岸 43.2kpから64.5kpまで 右岸 43.4kpから61.2kpまで																															
木曽川	区域②	左岸 22.9kpから43.2kpまで 右岸 24.4kpから43.4kpまで																															
木曽川	区域③	左岸 愛西市給父町新田三百九十八番地先から海まで 右岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで																															
長良川	区域④	左岸 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先から海まで 右岸 岐阜県海津市平田町勝賀字北三百二十四番二十一地先から海まで																															
庄内川	区域⑤	左右岸 18.0kpから43.2kpまで																															
庄内川	区域⑥	左右岸 河口から18.0kpまで																															
矢田川	区域⑦	左右岸 庄内川合流点から7.0kpまで																															
矢作川	区域⑧	左岸 豊田市川田町二丁目二十九番地先から天神橋まで 右岸 豊田市荒井町松島三百二十一番四地先から天神橋まで																															
矢作川	区域⑨	左岸 岡崎市岩津地区の天神橋から米津橋まで 右岸 豊田市宗定地区の天神橋から米津橋まで																															

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)				
		矢作川	区域⑩	左岸 西尾市上町地区の米津橋から海まで 右岸 西尾市米津地区の米津橋から海まで		
		豊川	区域⑪	左岸 新城市庭野萩野地区の新城橋から豊橋市石巻本町地区の当古橋まで 右岸 新城市石田万福地区の新城橋から豊川市当古町地区の当古橋まで		
		豊川	区域⑫	左岸 豊橋市石巻本町地区の当古橋から海まで 右岸 豊川市当古町地区の当古橋から海まで		
		豊川 放水路	区域⑬	左右岸 豊川市行明町原月地区の柑子橋から海まで		
河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当 官署
木曽川	区域①	犬山	犬山市 栗栖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 (12.47m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	名古屋市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、大口町、扶桑町、小牧市、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町、蟹江町、飛島村、清須市、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合	木曽川上流河川事務所
木曽川	区域②	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 (14.63m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	名古屋市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、大口町、扶桑町、小牧市、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町、蟹江町、飛島村、清須市、尾張水害予防組合、海部地区水	木曽川上流河川事務所

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)					
							防事務組合
木曾川	区域③	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (11.10m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	津島市、愛西市、弥富市、飛島村、蟹江町、海部地区水防事務組合	木曾川下流河川事務所	
長良川	区域④	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (9.20m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	愛西市、海部地区水防事務組合	木曾川下流河川事務所	
庄内川	区域⑤	志段味	名古屋市守山区中志段味	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (7.24m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所	
庄内川	区域⑥	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (10.41m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所	
矢田川	区域⑦	瀬古	名古屋市守山区川西	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (6.11m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所	
矢作川	区域⑧	高橋	豊田市中島町	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位 (8.28m) に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、	豊橋河川事務所	

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)																													
					メラにより氾濫発生を確認	高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	所																								
矢作川	区域⑨	岩津	岡崎市西蔵前町	・ 氾濫発生水位 (10.31m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	豊橋河川事務所																									
矢作川	区域⑩	米津	西尾市米津町	・ 氾濫発生水位 (11.34m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	豊橋河川事務所																									
豊川	区域⑪	石田	新城市庭野	・ 氾濫発生水位 (8.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所																									
豊川	区域⑫	当古	豊川市当古町	・ 氾濫発生水位 (8.54m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所																									
豊川放水路	区域⑬	放水路第一	豊川市柑子町	・ 氾濫発生水位 (11.75m) に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所																									
<p>※アのうち、例外的な対応をする区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川</td> <td>区域⑤-1</td> <td>左岸 瀬戸市鹿乗町地先の37.0kpから37.6kpまで</td> </tr> <tr> <td>矢作川</td> <td>区域⑧-1</td> <td>左岸 豊田市室町から豊田市宮前町まで</td> </tr> <tr> <td>矢作川</td> <td>区域⑧-2</td> <td>右岸 豊田市平和町</td> </tr> <tr> <td>豊川</td> <td>区域⑩-1</td> <td>左岸 豊川市三上町</td> </tr> <tr> <td>豊川</td> <td>区域⑩-2</td> <td>左岸 豊橋市賀茂町から豊川市金沢町まで</td> </tr> <tr> <td>豊川</td> <td>区域⑫-1</td> <td>左岸 豊橋市牛川町</td> </tr> <tr> <td>豊川</td> <td>区域⑫-2</td> <td>左岸 豊橋市牛川町から豊橋市下条西町まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫</p>								河川名	区 域		庄内川	区域⑤-1	左岸 瀬戸市鹿乗町地先の37.0kpから37.6kpまで	矢作川	区域⑧-1	左岸 豊田市室町から豊田市宮前町まで	矢作川	区域⑧-2	右岸 豊田市平和町	豊川	区域⑩-1	左岸 豊川市三上町	豊川	区域⑩-2	左岸 豊橋市賀茂町から豊川市金沢町まで	豊川	区域⑫-1	左岸 豊橋市牛川町	豊川	区域⑫-2	左岸 豊橋市牛川町から豊橋市下条西町まで
河川名	区 域																														
庄内川	区域⑤-1	左岸 瀬戸市鹿乗町地先の37.0kpから37.6kpまで																													
矢作川	区域⑧-1	左岸 豊田市室町から豊田市宮前町まで																													
矢作川	区域⑧-2	右岸 豊田市平和町																													
豊川	区域⑩-1	左岸 豊川市三上町																													
豊川	区域⑩-2	左岸 豊橋市賀茂町から豊川市金沢町まで																													
豊川	区域⑫-1	左岸 豊橋市牛川町																													
豊川	区域⑫-2	左岸 豊橋市牛川町から豊橋市下条西町まで																													

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)																																																									
		<p>が発生しても浸水範囲等が限定的な区域で、基準水位の対象としていないことから、レベル5 氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする。</p> <p>イ 河川管理者である知事が行う通報に関するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th colspan="2">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>区域⑭</td> <td>左右岸 庄内川からの分派点 から 海まで</td> </tr> <tr> <td>天白川</td> <td>区域⑮</td> <td>左右岸 植田川合流点 から 海まで</td> </tr> <tr> <td>日光川</td> <td>区域⑯</td> <td>左右岸 野府川合流点 から 海まで</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>区域⑰</td> <td>左右岸 井堰川合流点 から 海まで</td> </tr> <tr> <td>逢妻川</td> <td>区域⑱</td> <td>左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点 から 海まで</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>観測所 施設名</th> <th>所在地</th> <th>通報基準</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>通報 担当 官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新川</td> <td>区域⑭</td> <td>水場川 外水位</td> <td>清須市阿 原町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (6.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 </td> <td>名古屋市、稲沢 市、清須市、北 名古屋市、あま 市、豊山町、大 治町、蟹江 町、尾張水害予 防組合、海部地 区水防事務組合</td> <td>尾張 建設 事務 所</td> </tr> <tr> <td>天白川</td> <td>区域⑮</td> <td>天白川</td> <td>名古屋市 南区中江 二丁目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (8.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 </td> <td>名古屋市、東海 市</td> <td>尾張 建設 事務 所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日光川</td> <td rowspan="2">区域⑯</td> <td>戸荻</td> <td>一宮市萩 原町築込 字西古川 1番地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.70m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 </td> <td rowspan="2">名古屋市、一宮 市、津島市、稲 沢市、愛西市、 弥富市、あま 市、大治町、蟹 江町、飛鳥村、 尾張水害予防組 合</td> <td rowspan="2">尾張 建設 事務 所</td> </tr> <tr> <td>古瀬</td> <td>愛西市古 瀬町村前 14番地先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 </td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>区域⑰</td> <td>泉田</td> <td>刈谷市泉 田町西中 浜5-2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (7.10m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ </td> <td>刈谷市、豊田 市、大府市、知 立市、豊明市</td> <td>知立 建設 事務 所</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域		新川	区域⑭	左右岸 庄内川からの分派点 から 海まで	天白川	区域⑮	左右岸 植田川合流点 から 海まで	日光川	区域⑯	左右岸 野府川合流点 から 海まで	境川	区域⑰	左右岸 井堰川合流点 から 海まで	逢妻川	区域⑱	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点 から 海まで	河川名	区域	観測所 施設名	所在地	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当 官署	新川	区域⑭	水場川 外水位	清須市阿 原町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (6.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、稲沢 市、清須市、北 名古屋市、あま 市、豊山町、大 治町、蟹江 町、尾張水害予 防組合、海部地 区水防事務組合	尾張 建設 事務 所	天白川	区域⑮	天白川	名古屋市 南区中江 二丁目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (8.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、東海 市	尾張 建設 事務 所	日光川	区域⑯	戸荻	一宮市萩 原町築込 字西古川 1番地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.70m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、一宮 市、津島市、稲 沢市、愛西市、 弥富市、あま 市、大治町、蟹 江町、飛鳥村、 尾張水害予防組 合	尾張 建設 事務 所	古瀬	愛西市古 瀬町村前 14番地先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	境川	区域⑰	泉田	刈谷市泉 田町西中 浜5-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (7.10m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ 	刈谷市、豊田 市、大府市、知 立市、豊明市	知立 建設 事務 所
河川名	区 域																																																										
新川	区域⑭	左右岸 庄内川からの分派点 から 海まで																																																									
天白川	区域⑮	左右岸 植田川合流点 から 海まで																																																									
日光川	区域⑯	左右岸 野府川合流点 から 海まで																																																									
境川	区域⑰	左右岸 井堰川合流点 から 海まで																																																									
逢妻川	区域⑱	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点 から 海まで																																																									
河川名	区域	観測所 施設名	所在地	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当 官署																																																					
新川	区域⑭	水場川 外水位	清須市阿 原町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (6.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、稲沢 市、清須市、北 名古屋市、あま 市、豊山町、大 治町、蟹江 町、尾張水害予 防組合、海部地 区水防事務組合	尾張 建設 事務 所																																																					
天白川	区域⑮	天白川	名古屋市 南区中江 二丁目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (8.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、東海 市	尾張 建設 事務 所																																																					
日光川	区域⑯	戸荻	一宮市萩 原町築込 字西古川 1番地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.70m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 	名古屋市、一宮 市、津島市、稲 沢市、愛西市、 弥富市、あま 市、大治町、蟹 江町、飛鳥村、 尾張水害予防組 合	尾張 建設 事務 所																																																					
		古瀬	愛西市古 瀬町村前 14番地先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (3.20m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ メラにより氾濫発生 を確認 																																																							
境川	区域⑰	泉田	刈谷市泉 田町西中 浜5-2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生水位 _ (7.10m) に到達 ・ 巡視や河川監視カ 	刈谷市、豊田 市、大府市、知 立市、豊明市	知立 建設 事務 所																																																					

変更前 (2025 年度)		変更後 (2026 年度)					
					メラにより氾濫発生を確認	東浦町	所
逢妻川	区域⑱	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生水位(6.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認 	刈谷市、豊田市、大府市、知立市、豊明市、東浦町	知立建設事務所
<p><u>(2) 氾濫等の伝達経路及び手段</u></p> <p>水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、各河川に係る洪水予報について本計画で定めた伝達経路及び手段と同様とする（例外的な対応をする区域については報道機関への通知を省略できる）。</p>							
<p><u>(3) 氾濫等の通報の発表形式</u></p>							

正規

愛知県庄内川水系 新川
レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報
(警戒レベル5 相当情報)

愛知県庄内川水系 新川洪水予報 第1号
 令和00年0月0日0時00分
愛知県防災センター 愛知県防災センター 愛知県防災センター
 愛知県建設事務所・名古屋地方気象台 共同発表

(見出し) 愛知県庄内川水系新川では、氾濫しているおそれ
 氾濫のおそれがある区間 新川水位観測所受け持ち区間
 (本文)

【警戒レベル5相当】水場川外水位基準観測所(清瀬市)受け持ち区間
 災害が発生しているおそれがあります。新川の水場川外水位基準観測所(清瀬市)では、「氾濫発生水位」に到達しました。新川では、既に氾濫が発生しているおそれがあり、〇〇市では、浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(警戒レベル相当情報等見易表)
 愛知県庄内川水系 新川レベル5 氾濫特別警報/氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)

新着 - 更新	新着
基準観測所名	水場川外水位
対象区間	新川
警戒レベル()相当	5
水位又は雨量	観測 5 (氾濫しているおそれ) 予報
経度	名古屋 0
緯度	清瀬市 0
経度	海部郡大治町 0
緯度	海部郡大治町 0
経度	海部郡大治町 0
緯度	海部郡大治町 0

市区町村ごとの警戒レベル相当の数は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの区間による浸水が想定される地区が含まれる市町村に対して一律に表示しているものです。
 警戒レベル相当見易表の見方について(防災用語ウェブサイト 見易表)
<https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pp/?term=keythayamihyo>

(雨量)
 多いところは1時間以内の雨が降っています。
 この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
新川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	00日 00:00現在	01:00予定	02:00予定	03:00予定	04:00予定	05:00予定	06:00予定
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル2	注意警戒水位 6.20m	●●●●●●●●						
水場川外水位 (清瀬市)	氾濫危険水位 6.20m							
	避難開始水位 4.40m							
	氾濫警戒水位 6.00m							
	ゼロ点高 0.00m							

-ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/web_0point.html#reference.html

(参考)
 (受け持ち区間)

基準観測所	水場川外水位 水位観測所 清瀬市 新川
受け持ち区間	名古屋中區、名古屋市中川、津島区、清瀬市、あま市、海部郡大治町 名古屋中區、名古屋市中川、名古屋津島区、清瀬市、あま市、海部郡大治町

□ 雨の情報を知りたい方はこちら <https://www.jma.go.jp/basai/haikoten/#room8/lat:35.1088111/lon:136.9481887/colordepth:normal/elements:sms&slms:fest&rsrf>

□ 洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら
 川の防災情報 洪水予報画面 <https://www.river.go.jp/kawabou/pp/rw/rwtype110&rwcd=83128200100>

□ 河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら
 水量リスタウン <https://fr.river.go.jp/Top3ViewMain?header&area=0-85>

□ 氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら
 浸水ナビ <https://suiboumap.go.jp/Shimsu-Map/?x=136.9481667&y=35.1088111&ct=3>



今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)



川の防災情報 洪水予報画面

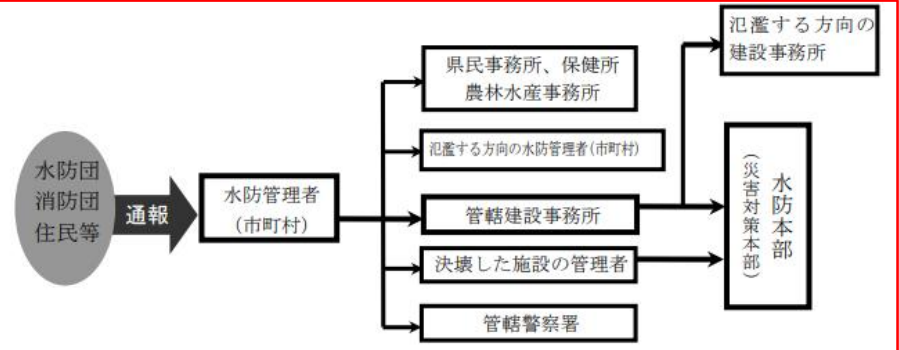
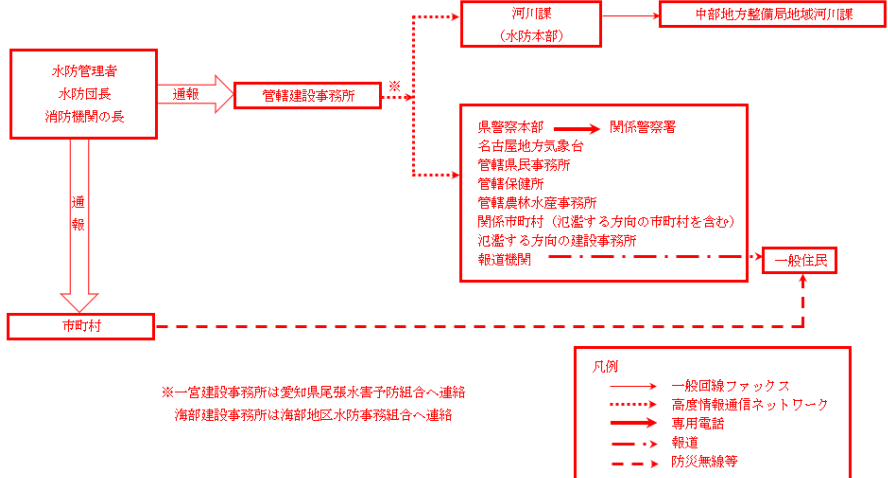


水量リスタウン



浸水ナビ

問い合わせ先
 水位関係: 愛知県建設事務所 維持管理課 電話: 052-961-4421
 気象関係: 気象庁 大気海洋部 予報課 電話: 03-5422-1018

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
302	<p>1 決壊等の通知 (法第 25 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 速報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 速報の伝達経路</p> <p>水防管理者 (市町村)、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者 (市町村) 及び所轄の警察署、関係県機関 (県民事務所、保健所、農林水産事務所等) へ通報しなければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。</p>  <p>ウ (略)</p> <p>2 決壊後の処置 (法第 26 条、法第 19 条)</p>	<p>2 決壊等の通報 (法第 25 条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 速報</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 速報の伝達経路</p> <p>水防管理者 (削除)、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに知事その他関係者 (関係機関・団体) へ通報しなければならない。</p> <p>通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団及び消防機関は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。</p> <p>なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。</p>  <p>ウ (略)</p> <p>(3) 決壊後の処置 (法第 26 条、法第 19 条)</p>	<p>規定整備</p> <p>規定整備及び法改正に伴う修正</p>

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)	
	<p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>ア</u> ~ <u>エ</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>3 決壊等による被害状況の報告</p> <p><u>(1)</u> ~ <u>(2)</u> (略)</p>	<p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>(ア)</u> ~ <u>(エ)</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(4) 決壊等による被害状況の報告</p> <p><u>ア</u> ~ <u>イ</u> (略)</p>	
	<p>第九節 ~ 第十一節 (略)</p>	<p>第九節 ~ 第十一節 (略)</p>	
	<p>第十一章 (略)</p> <p>第十二章 排水機の運転調整</p> <p>第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等</p> <p>1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱 (略)</p> <p><庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図> (略)</p> <p>(基準水位の通知) : 枇杷島橋水位 (T.P. <u>8.00</u>m) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 日光川流域排水調整要綱</p> <p>(1) 日光川流域排水調整要綱 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第十一章 (略)</p> <p>第十二章 排水機の運転調整</p> <p>第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等</p> <p>1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱 (略)</p> <p><庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図> (略)</p> <p>(基準水位の通知) : 枇杷島橋水位 (T.P. <u>9.10</u>m) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 日光川流域排水調整要綱</p> <p>(1) 日光川流域排水調整要綱 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>規定整備</p>
317			
347			
349	<p>(別表第二 : 第五条第 2 項関係) 日光川流域の排水機一覧</p>	<p>(別表第二 : 第五条第 2 項関係) 日光川流域の排水機一覧</p>	

変更前 (2025 年度)										変更後 (2026 年度)											
No.	機場名	所在地	※1 市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可 排水量 (m ³ /s)	備考	No.	機場名	所在地	※1 市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可 排水量 (m ³ /s)	備考
						距離標	左 岸	右 岸									距離標	左 岸	右 岸		
(略)										(略)											
76	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	2.80		76	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	1.50	
77	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	2.60		77	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	2.33	
(略)										(略)											
小計									75.40	※4	小計									73.83	※4
(略)										(略)											
110	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.73		110	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.21	
(略)										(略)											
小計									57.33	※4	小計									56.81	※4
(略)										(略)											
114	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川(普通土吐川)	9k600		○	5.00		114	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川(普通土吐川)	9k600		○	9.70	
(略)										(略)											
小計									54.43	※4	小計									59.13	※4
(略)										(略)											
135	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.18)	R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定	135	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.80)	R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定
136	円楽寺(新)	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k350	○			(5.80 m ³ /s←5.18 m ³ /s)	R11年10月切り替え予定	136	円楽寺(新)	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k350	○		

要綱改正による修正

	変更前 (2025 年度)	変更後 (2026 年度)																																																																																																																			
378	<p>別表 1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">排水先河川名</th> <th rowspan="3">排水機場名</th> <th rowspan="3">管理者</th> <th rowspan="3">設置年</th> <th colspan="3">排水機場位置</th> <th colspan="2">ポンプ操作に係る水位</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">本川</th> <th rowspan="2">一次支川</th> <th rowspan="2">二次支川</th> <th rowspan="2">排水先河川</th> <th rowspan="2">距離標 (km)</th> <th>現況排水量 (m³/s)</th> <th>排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)</th> <th>排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)</th> <th rowspan="2">排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)</th> <th rowspan="2">排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">境川</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>境-08 大久伝排水機場</td> <td>豊明市 土木課</td> <td>S49</td> <td>境川</td> <td>11.400</td> <td>9.160</td> <td>11.38</td> <td>11.18</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第十三章 (略)</p>	排水先河川名			排水機場名	管理者	設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位		本川	一次支川	二次支川	排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m ³ /s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)				境川			(略)											境-08 大久伝排水機場	豊明市 土木課	S49	境川	11.400	9.160	11.38	11.18				(略)								<p>別表 1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">排水先河川名</th> <th rowspan="3">排水機場名</th> <th rowspan="3">管理者</th> <th rowspan="3">設置年</th> <th colspan="3">排水機場位置</th> <th colspan="2">ポンプ操作に係る水位</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">本川</th> <th rowspan="2">一次支川</th> <th rowspan="2">二次支川</th> <th rowspan="2">排水先河川</th> <th rowspan="2">距離標 (km)</th> <th>現況排水量 (m³/s)</th> <th>排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)</th> <th>排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)</th> <th rowspan="2">排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)</th> <th rowspan="2">排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">境川</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>境-08 大久伝排水機場</td> <td>豊明市 土木課</td> <td>S49</td> <td>境川</td> <td>11.400</td> <td>9.160</td> <td>12.06</td> <td>11.86</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第十三章 (略)</p>	排水先河川名			排水機場名	管理者	設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位		本川	一次支川	二次支川	排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m ³ /s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)				境川			(略)											境-08 大久伝排水機場	豊明市 土木課	S49	境川	11.400	9.160	12.06	11.86				(略)								<p>大久伝排水機場更新に伴う修正</p>
排水先河川名			排水機場名	管理者				設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位																																																																																																									
本川	一次支川	二次支川							排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m ³ /s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)																																																																																																						
境川			(略)																																																																																																																		
			境-08 大久伝排水機場	豊明市 土木課	S49	境川	11.400	9.160	11.38	11.18																																																																																																											
			(略)																																																																																																																		
排水先河川名			排水機場名	管理者	設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位																																																																																																												
本川	一次支川	二次支川				排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m ³ /s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)																																																																																																									
境川			(略)																																																																																																																		
			境-08 大久伝排水機場	豊明市 土木課	S49	境川	11.400	9.160	12.06	11.86																																																																																																											
			(略)																																																																																																																		